

高知県公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

(平成 31 年 3 月、令和 3 年 4 月、令和 4 年 2 月、
令和 8 年 2 月、令和 8 年 8 月改訂)

高 知 県

目 次

はじめに	1
I 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共施設等の現況について	
（１）建築物（行政財産）	2
（２）インフラ施設等（道路、河川、砂防、港湾、医療施設等）	8
（３）普通財産	10
（４）有形固定資産減価償却率の推移	11
2 本県の人口及び年代別人口についての今後の見通し	12
3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや これらの経費に充当可能な財源の見込み等	
（１）建築物の更新等に要する費用の推計	13
（２）インフラ施設等の更新等に要する費用の推計	16
（３）現在要している維持管理経費	16
（４）本県の財政状況	17
II 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画の目的及び期間	19
2 公共施設等の情報管理・共有方策	19
3 現状や課題に関する基本認識	19
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（１）点検・診断等の実施方針	20
（２）維持管理・修繕の実施方針	20
（３）安全確保の実施方針	21
（４）耐震化の実施方針	21
（５）長寿命化の実施方針	21
（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針	21
（７）脱炭素化の実施方針	21
（８）更新の実施方針（建築物）	22
（９）有効活用の推進方針	22
（１０）統合や廃止の推進方針（建築物）	23
（１１）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	23
5 P D C Aサイクルの推進方針	23

Ⅲ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型 1－1（庁舎等公用財産）	24
施設類型 1－2（その他公共用財産）	29
施設類型 2（学校）	35
施設類型 3（公営住宅）	39
施設類型 4－1（県職員宿舎）	41
施設類型 4－2（教育宿舎）	45
施設類型 5（警察施設）	48
施設類型 6－1（道路）	52
施設類型 6－2（橋梁）	53
施設類型 6－3（トンネル）	55
施設類型 6－4～7（シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等）	57
施設類型 7－1（河川）	59
施設類型 7－2（ダム）	61
施設類型 8（砂防）	62
施設類型 9－1（港湾）	63
施設類型 9－2（海岸）	64
施設類型 10－1（都市公園等）	66
施設類型 10－2（下水道）	68
施設類型 11（漁港）	70
施設類型 12（魚礁）	72
施設類型 13（治山）	73
施設類型 14－1（工業用水道）	74
施設類型 14－2（発電：水力及び風力発電所）	76
施設類型 15（医療施設）	78
施設類型 16（交通安全施設）	79

はじめに

本県では、戦後、人口の社会減による経済の縮小が、さらに人口の社会減を加速させ、それが過疎化と高齢化を同時に招き、特に、出生率の高い中山間地域ほどこうした傾向が顕著になった。その結果、全国に先行して人口が自然減の状態に陥り、このことで、より一層経済が縮むという「負のスパイラル」をたどってきた。

こうした本県の根本的な課題に真正面から立ち向かい県勢浮揚を成し遂げるため、「高知県産業振興計画」や「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に官民一丸となって全力で取り組んでいるところである。

このような本県の取組の基盤となっている道路、河川、砂防、港湾などのインフラ施設は昭和 40 年代から 60 年代に建設されたものが多く、学校、公営住宅、行政施設などの建築物（インフラ施設を含め、以下「公共施設等」と総称する。）は、昭和 54 年度から平成 11 年度に建設されたものが多く、共に老朽化が進んでいることから、今後、集中的に大規模修繕や更新の時期を迎えることとなる。

本県においては、依存財源に頼らざるを得ない財政構造が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化・多様化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用を実現することが必要となっている。

このため、本県では、公共施設等を将来にわたって総合的かつ計画的に管理する取組の基本的な方向性を示すため高知県公共施設等総合管理計画を策定するものである。なお、本計画は、インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく本県の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものである。

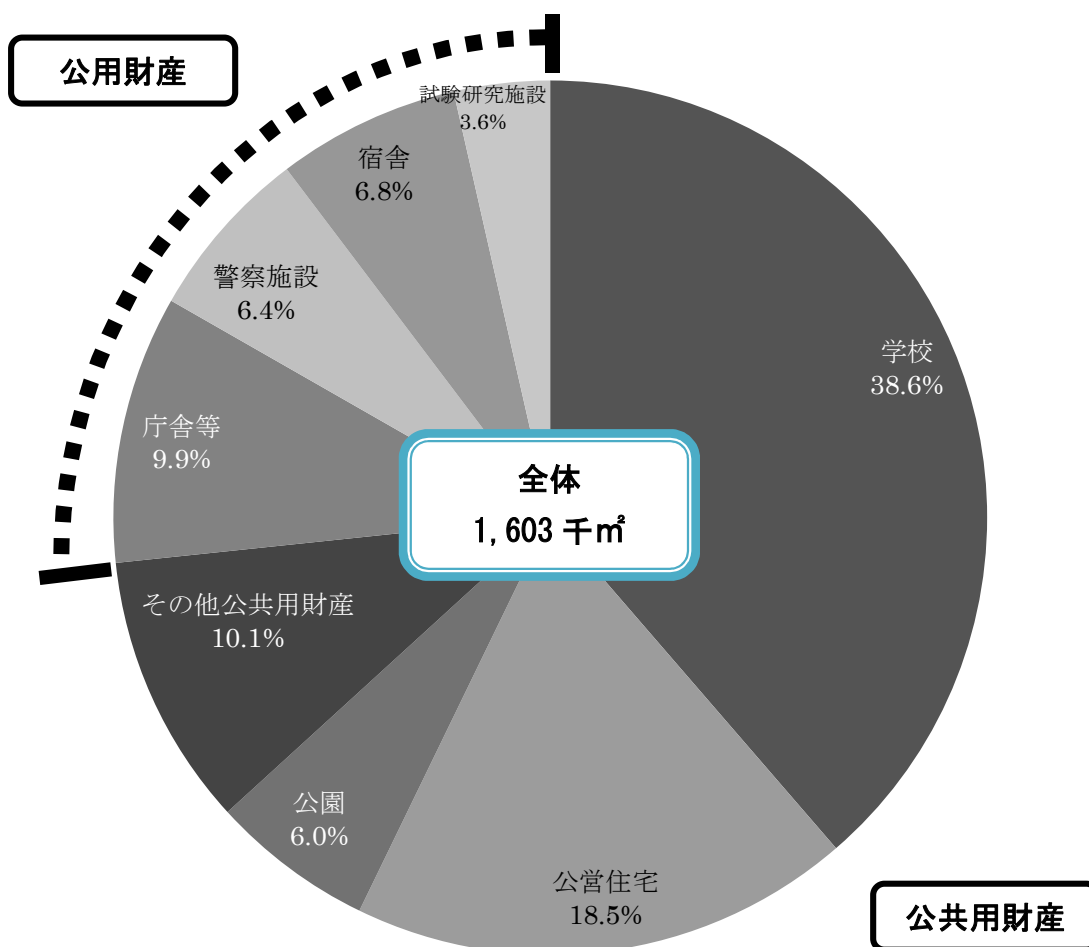
I 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況について

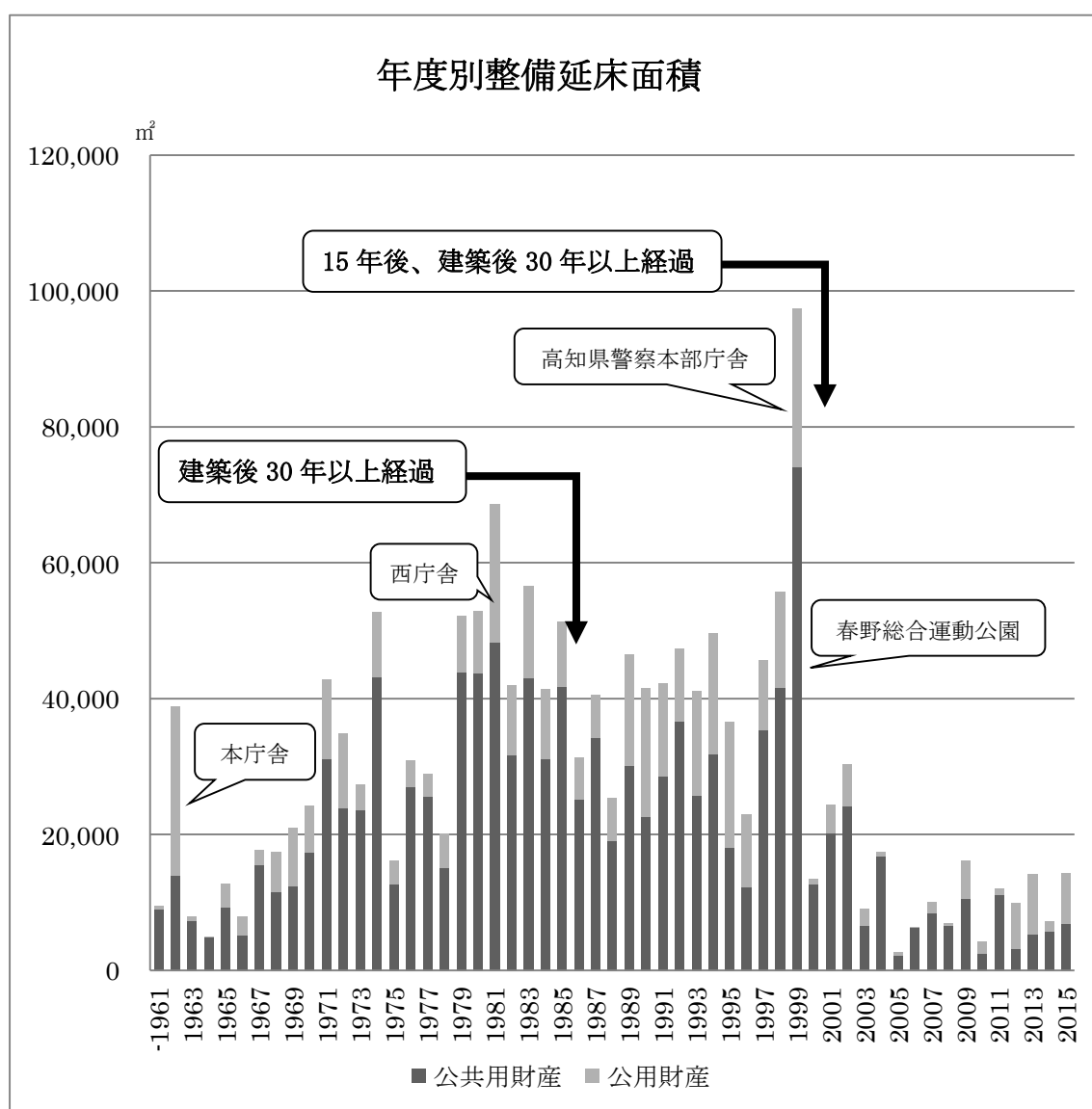
(1) 建築物（行政財産）※公営企業局施設を除く。

本県は、行政財産として平成 27 年度末現在 1,603 千㎡（延床面積）の建築物を保有している。その内容は、学校が最も多く 38.6%（619,608.14 ㎡）を占めており、次いで公営住宅が 18.5%（297,371.50 ㎡）となっている。また、行政財産のうち、本県がその事務又は事業を執行するため直接使用することを目的としている公用財産（庁舎等、警察施設、宿舍、試験研究施設）は 26.7%（427,296.81 ㎡）となっている。

用途別延床面積内訳

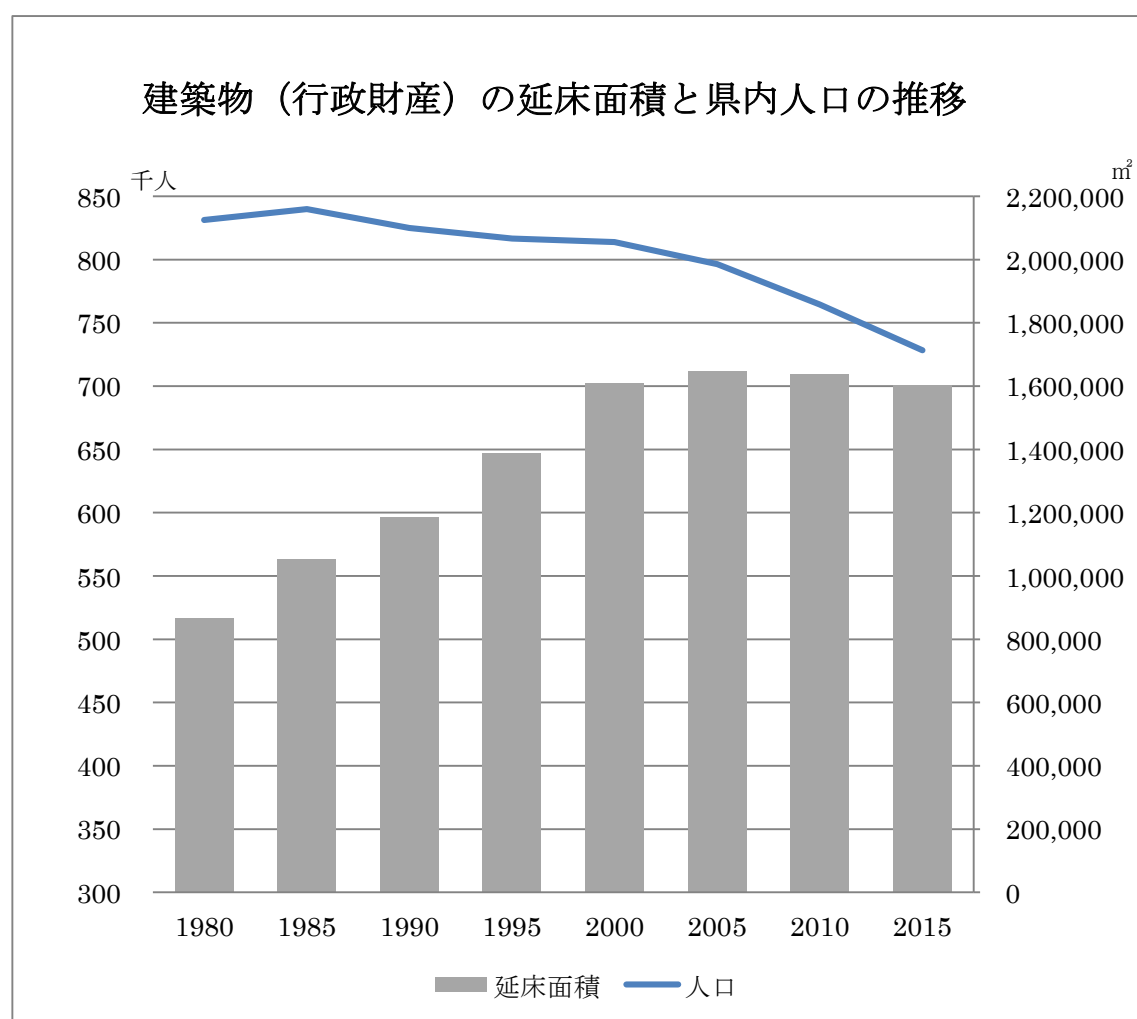


次に、本県の保有する建築物（行政財産）を建築年度別に延床面積で整理したグラフは以下のとおりである。大規模施設を建築した年度の延床面積が突出しているため年度間の差が大きい。1979年度（昭和54年度、建築後37年）から1999年度（平成11年度、建築後17年）に建築時期が集中している。そのため、現在のところ建築後30年以上経過している建築物は全体の約49%であるが、この比率は当分の間増え続ける。



また、本県の保有する建築物（行政財産）の延床面積と県内人口の推移は以下のとおりである。本県の人口は、1956 年（昭和 31 年）の 88 万 3 千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出などの影響により減少を始め、1970 年（昭和 45 年）に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少などの影響により 1986 年（昭和 61 年）に再び減少に転じ、2015 年（平成 27 年）には約 72 万 8 千人となっている。

建築物（行政財産）の延床面積は 2005 年度（平成 17 年度）まで増え続けているが、近年は高等学校の閉校や職員宿舎の用途廃止のため減少傾向にある。



（人口：出典）総務省「国勢調査」

南海トラフ地震発生時には、建築物（行政財産）は、利用者の安全性の確保だけでなく、応急・復旧の活動拠点や避難所、津波からの緊急避難場所としての機能の確保の観点からも耐震性の向上が求められている。

本県では、平成 20 年度に策定した「県有建築物耐震化実施計画（※）」に基づき、昭和 56 年 6 月 1 日施行の建築基準法施行令以前の耐震基準で建築された建築物のうち一定規模以上の建築物について耐震診断を行った上で優先順位を設定し、計画的な耐震化工事を実施しており、平成 27 年度には計画の対象となった建築物については、概ね耐震化を完了している。

（※）対象建築物

○建築年次

昭和 56 年 6 月 1 日施行の建築基準法施行令以前の耐震基準で建築された建築物

○規模

木造以外の建築物：2 以上の階を有し、又は延床面積が 200 ㎡を超える建築物

木造の建築物：3 以上の階を有し、又は延床面積が 500 ㎡、高さが 13m 若しくは軒の高さが 9 m を超える建築物

※ただし、応急・復旧時に役割を担う建築物については、規模に関わらず対象とする。

耐震化完了した主な建築物（延床面積が 1,000 ㎡以上の建築物）

庁舎等	建物用途
高知県庁	本館、正庁ホール、議会
職員能力開発センター	研修室、事務室
安芸総合庁舎	新庁舎（※）
中央東福祉保健所	事務所（旧）
幡多総合庁舎	庁舎
須崎総合庁舎	本館
本山合同庁舎	庁舎
中央東土木事務所庁舎	事務所
高知土木事務所庁舎	事務所

（※）は改築により耐震化した建築物

その他公共用財産	建物用途
希望ヶ丘学園	本館棟（※）
農業大学校	寄宿舎
牧野植物園	南園温室（※）
県民文化ホール	本館
幡多青少年の家	事務室
青少年センター	本館（※）、宿泊棟（※）
県民体育館	体育館
高知県立武道館	本館

（※）は改築により耐震化した建築物

学校	建物用途
室戸高等学校	南舎棟
中芸高等学校	本館（東）、東校舎、体育館
安芸高等学校	本館（西）、本館（東）、中校舎、南校舎（※）
城山高等学校	北校舎（東）、体育館、校舎（2棟）
山田高等学校	本館、本館、校舎
嶺北高等学校	校舎（本館）、校舎（北舎）、校舎（北舎2）
高知追手前高等学校	本館、校舎、屋内体育館
高知丸の内高等学校	南校舎、北校舎、東校舎、体育館・食堂
高知西高等学校	南舎西、南舎中央、南舎東
高岡高等学校	本館東、体育館（※）
佐川高等学校	校舎（2棟）、体育館
須崎高等学校	体育館
梶原高等学校	校舎、本館
窪川高等学校	屋内体育館、本館（東）、校舎
四万十高等学校	管理教室棟、体育館
中村高等学校	校舎
中村高等学校西土佐分校	校舎
清水高等学校	校舎（3棟）、体育館
宿毛高等学校	校舎（2棟）
高知農業高等学校	本館、実習棟、校舎棟（2号館）、6号館（農業土木棟）、食品化学生活棟

春野高等学校	本館西、専門棟、体育館
幡多農業高等学校	本館、南舎、専門第1棟、屋内体育館、第2専門棟
宿毛工業高等学校	機械実習棟（第3実習棟）
安芸桜ヶ丘高等学校	本館棟、化学実習棟、電気実習棟、建築科棟、体育館
高知東工業高等学校	本館、専門棟
高知工業高等学校	校舎（4号館）、校舎（1号館）、校舎（2号館）、管理棟、実習棟（3号館西）、土木建築科実習棟（3号館東）
須崎工業高等学校	本館、南校舎、専門棟、機械棟、屋内体育館
伊野商業高等学校	本館（東側）、北舎（西側）
高知東高等学校	校舎（北校舎）、体育館、本館、校舎（中校舎）
高知海洋高等学校	本館、体育館
大方高等学校	本館、校舎
高知北高等学校	南校舎、総合体育館
盲学校	本館、体育館
盲学校寄宿舎	寄宿舎
中村特別支援学校	本館、北舎
高知若草養護学校	特別教室棟及び体育館、管理教室棟、普通教室棟
山田養護学校	西棟（高等部棟）
高知江の口養護学校	本館、寄宿舎

（※）は改築により耐震化した建築物

警察施設	建物用途
運転免許センター	庁舎
警察本部庁舎布師田別館	庁舎
宿毛警察署	庁舎

(2) インフラ施設等（道路、河川、砂防、港湾、医療施設等）

本県が保有又は管理するインフラ施設等は以下のとおりである。いずれの施設も昭和40年代から60年代に建設・整備されたものが多く、今後集中的に大規模修繕や更新の時期を迎えることになる。

施設区分	施設数（単位）	長寿命化計画の策定状況
道路	舗装	約 2,800（k
	橋梁	m）
		約 2,600（橋）
	トンネル	
	シェッド	205（本）
	大型カルバート	47（基）
	横断歩道橋	2（基）
	門型標識・道路情報提供装置	10（橋）
	道路標識・道路照明施設	64（基）
	道路のり面工・土工構造物等	13,218（基）
		2,775（k m）
河川・ダム	県管理河川	101（水系）
	河川数	666（河川）
	河川延長	3,036（k m）
	水門・排水機場	48（施設）
	樋門・樋管	200（施設）
	陸閘	51（施設）
	堤防・護岸	541（k m）
	ダム	6（基）
砂防	砂防施設	2,163（施設）
	地すべり防止施設	
	土木部所管	85（箇所）
	農業振興部所管	55（箇所）
	林業振興・環境部所管	635（箇所）
	急傾斜地崩壊対策施設	1,201（箇所）
		〔土木部〕砂防関係施設長寿命化計画を令和元年度までに策定する。
		〔農業振興部〕高知県農業農村整備インフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設計画を策定済
		〔林業振興・環境部〕治山施設個別施設計画を令和2年度ま

		でに策定する。
港湾	港	19 (港)
	係留施設	250 (施設)
	外郭施設	322 (施設)
	水域施設	184 (施設)
	臨港交通施設	185 (施設)
海岸	護岸・堤防	224.5 (k m)
	離岸堤	142 (基)
	突堤 (ヘッドランド含む)	57 (基)
下水道	処理場	1 (箇所)
	管渠	11 (k m)
漁港	漁港	27 (漁港)
魚礁	表層型浮魚礁	15 (基)
	中層型浮魚礁	82 (基)
	沈設魚礁	125 (工区)
治山	治山施設	9,400 (箇所)

○公営企業局施設

施設区分	施設数 (単位)	長寿命化計画の策定状況
工業用水道	工業用水道	2 (事業地)
発電	電気事業施設	5 (発電所)
医療施設	県立病院	2 (施設)

○交通安全施設

施設区分	施設数 (単位)	長寿命化計画の策定状況
交通信号機等	交通信号機	約 1,500 (基) ほか

(3) 普通財産

本県が保有している普通財産は、平成 27 年度末現在で土地は 22,544 千㎡（公簿面積）、建築物は 211 棟で 112 千㎡（延床面積）である。そのうち、活用していない普通財産については、県庁内で利活用を再検討し、国及び市町村への取得希望照会を経た上で、建築物解体や一般競争入札による売払いを実施している。

【普通財産（土地）内訳】

用途名称	面積（㎡）	
山林	19,994,101.00	
廃川敷地	1,759.50	
廃道敷地	172.00	
埋立地	681,786.19	
その他普通財産	1,866,645.20	使用中（例）

・高知競馬場 公簿面積 375,825.19 ㎡

・なんごく流通団地 公簿面積 106,778.00 ㎡

・高知みなみ流通団地 公簿面積 68,475.27 ㎡

全部（または一部）未使用（例）

・須崎運動公園予定地 公簿面積 199,769.30 ㎡
（うち 6,824.09 ㎡は貸付中）

・横浪緑地公園用地 公簿面積 193,961.00 ㎡
（うち 318.07 ㎡は貸付中）

・旧林業試験場 公簿面積 34,696.83 ㎡
（うち 877.67 ㎡は貸付中）

【普通財産（建築物）内訳】

部局	棟数	総延床面積（㎡）	
総務部	13	2,332.02	使用中（例）
危機管理部	1	84.94	・高知競馬場 31 棟 39,841.48 ㎡
健康政策部	2	442.00	・永国寺キャンパス 11 棟 22,438.52 ㎡
地域福祉部	1	637.01	・仁井田上屋 2 棟 2,054.25 ㎡
文化生活部	12	24,526.85	全部（または一部）未使用（例）
産業振興推進部	8	704.20	・元宿毛高等学校小筑紫分校 18 棟 7,505.94 ㎡ （うち 1 棟 548.54 ㎡は貸付中）
商工労働部	2	935.68	・元大栃高等学校 13 棟 6,144.03 ㎡ （うち 3 棟 3,079.75 ㎡は貸付中）
農業振興部	39	41,407.01	・元宿毛高等学校大月分校 18 棟 4,799.10 ㎡
林業振興・環境部	22	3,515.35	
土木部	18	12,694.82	
教育委員会	93	25,222.36	

本県では、平成16年に「遊休財産処分計画（平成16年度から18年度）」を策定して以来、利用予定のない県有財産について計画的な処分に努めてきた。現在も依存財源に頼らざるを得ない財政構造が続いていることから、引き続き歳入確保の一環として、平成28年度から30年度を計画期間とする新たな遊休財産処分計画を策定している。

【売却実績】

売却年度	件数	面積（㎡）	売却金額（円）
平成16～18年度	35	211,968.67	6,105,318,636
平成19～21年度	41	18,144.07	685,286,288
平成22～24年度	37	28,416.53	870,525,571
平成25～27年度	35	17,973.44	353,195,434
計	148	276,502.71	8,014,325,929

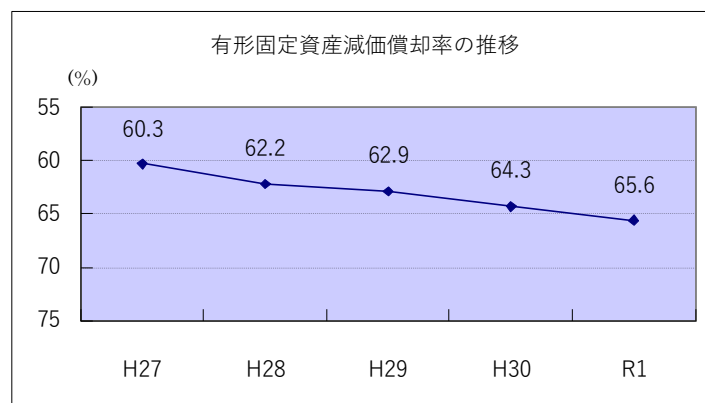
旧東京宿泊所及び職員住宅
1,346㎡、4,882,000,000円
を含む。

（４）有形固定資産減価償却率の推移

本県の令和元年度決算における有形固定資産減価償却率は65.6%であり、これは、全都道府県平均の58.5%と比較して高く、公共施設等の老朽化が進んでいることが分かる。

今後も数値の上昇が想定されるため、本計画による施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めるなど公共施設等の適正管理に努める必要がある。

【各年度決算における有形固定資産減価償却率】



※有形固定資産減価償却率とは

償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を把握することができる。算出式は以下のとおりである。

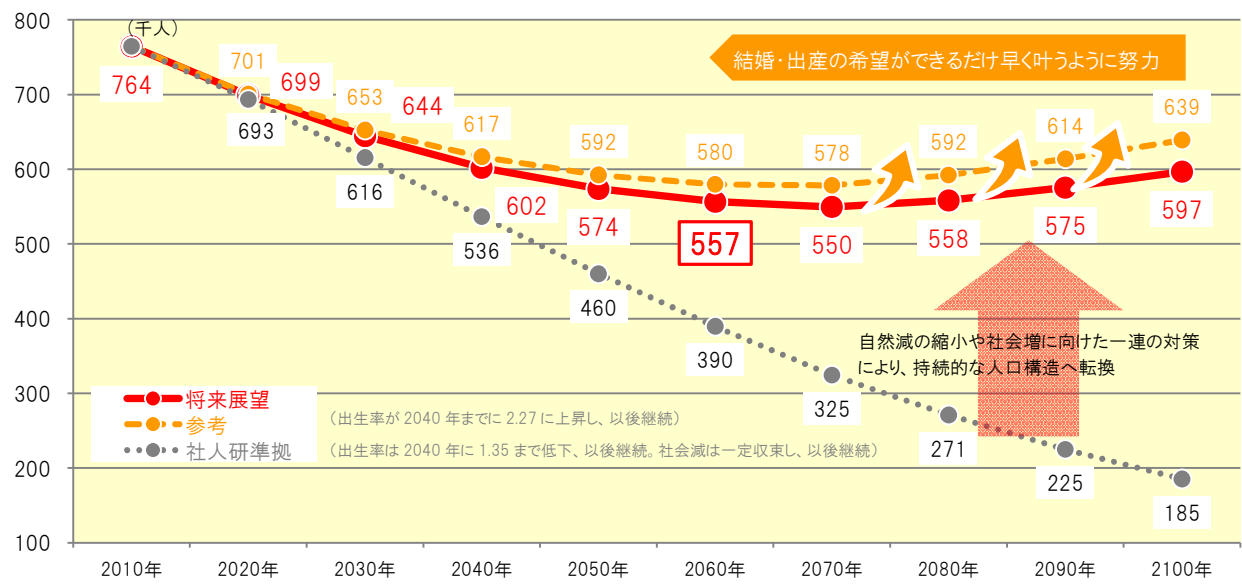
有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／償却資産評価額＋減価償却累計額

2 本県の人口及び年代別人口についての今後の見通し

本県の総人口は、これまでと同様のトレンドが継続すれば、2060年（令和42年）には390千人まで減少することが見込まれる。老年人口割合が年少人口割合よりも2倍以上も高い本県の人口構造に鑑みれば、今後、一定の人口減少は避けがたい状況にある。

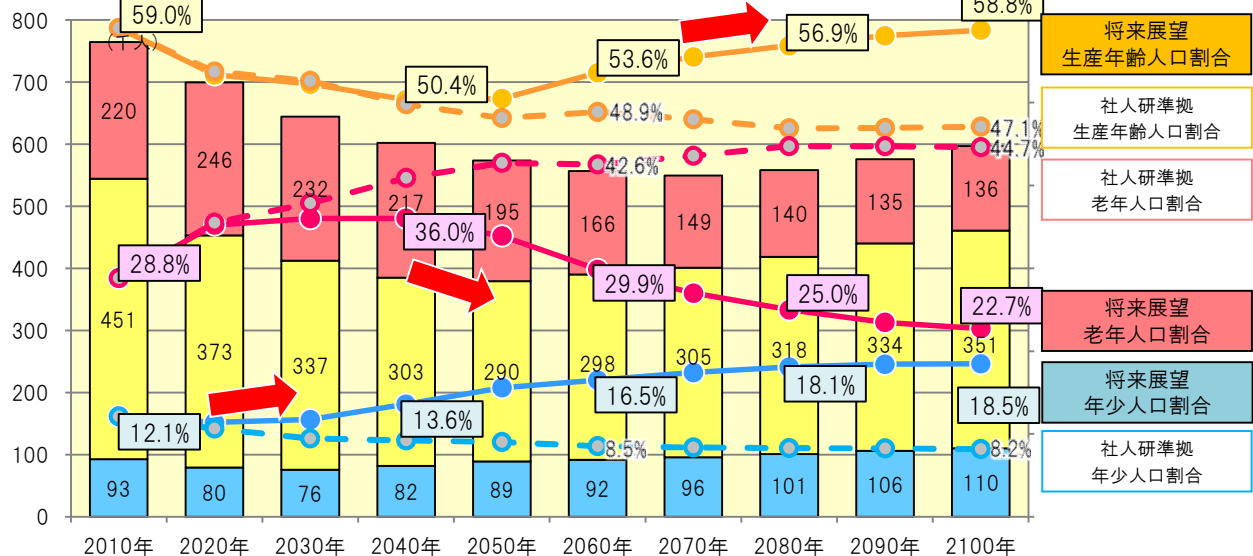
こうした見込みに対して、高知県としては、人口の自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講じることで、2060年（令和42年）本県人口の将来展望を約557千人と見通し、その実現を目指す。

高知県の総人口の見通し



(備考) まち・ひと・しごと創生本部から提供された資料等に基づき高知県産業振興推進部推計

高知県人口の将来展望の年齢3区分



(備考) まち・ひと・しごと創生本部から提供された資料等に基づき高知県産業振興推進部推計

3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

(1) 建築物の更新等に要する費用の推計

①学校と警察施設を除く建築物

ア 従来型（事後保全型）の試算

現在保有している建物を築 50 年で更新すると仮定し、今後 30 年間に要する費用を試算すると、2,670 億円となる。

イ 長寿命化型（予防保全型）の試算

一定規模以上の建物について、予防保全型の維持管理を実施し、築 50 年で改修を行うことにより長寿命化し、築 80 年で更新すると仮定して今後 30 年間に要する費用を試算すると、2,085 億円となり、従来型と比べて、約 22%の軽減が見込まれる。

(推計条件)

・行政財産である建物について、財産台帳上の延床面積をそのまま維持・更新すると仮定。

・建替時期等の設定

ア従来型

全ての建物を築 50 年（※ 1）で建て替える。

イ長寿命化型

非木造で延床面積 500 ㎡以上の建物（※ 2）を築 50 年で改修を行い、築 80 年（※ 3）で建て替える（長寿命化）。その他の建物は、従来型同様築 50 年で建て替える。

※ 1 「建築物の耐久計画に関する考え方（（社）日本建築学会）」における RC 造普通品質建物の目標下限 50 年より。

※ 2 施設数では全体の約 17%であるが、面積では全体の約 80%を占める。

※ 3 「建築物の耐久計画に関する考え方」における RC 造普通品質建物の目標上限 80 年より。

※ 4 試算時点で既に築 50 年を経過している建物の建替/改修は、今後 10 年間で均等実施すると仮定。

・費用の算出について

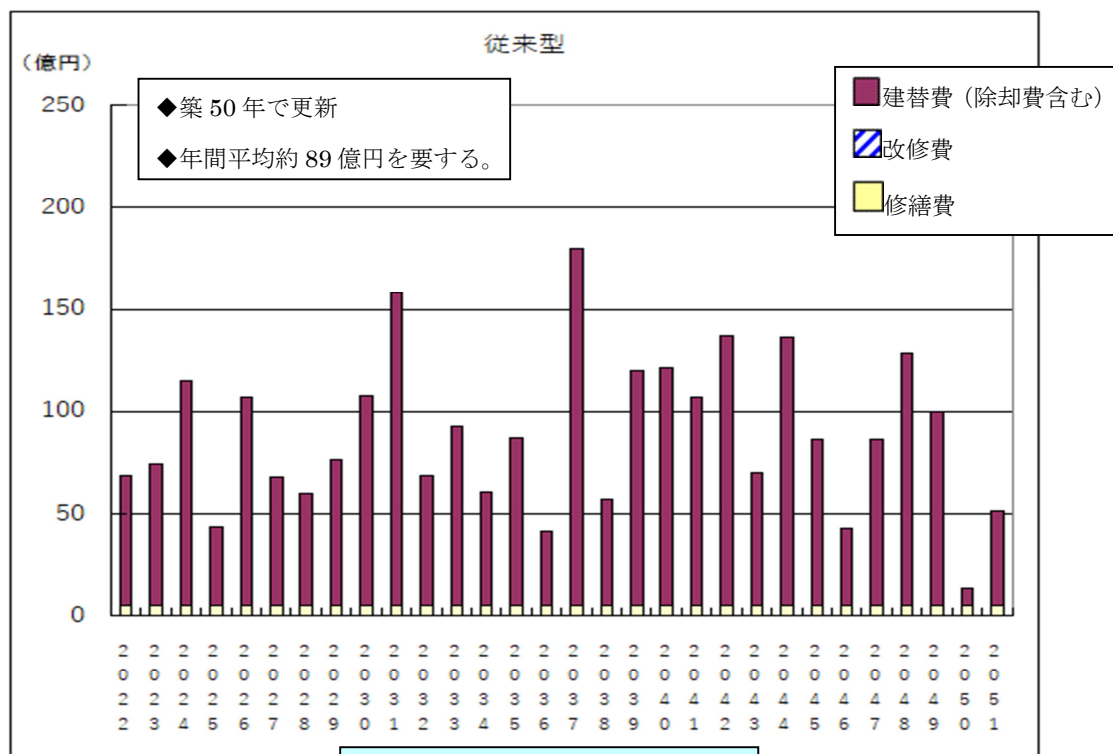
建替費用及び改修費用は総務省の更新費用試算ソフトによる単価を、修繕費は書籍「建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」を参考に単価を設定し算出

【主な単価】

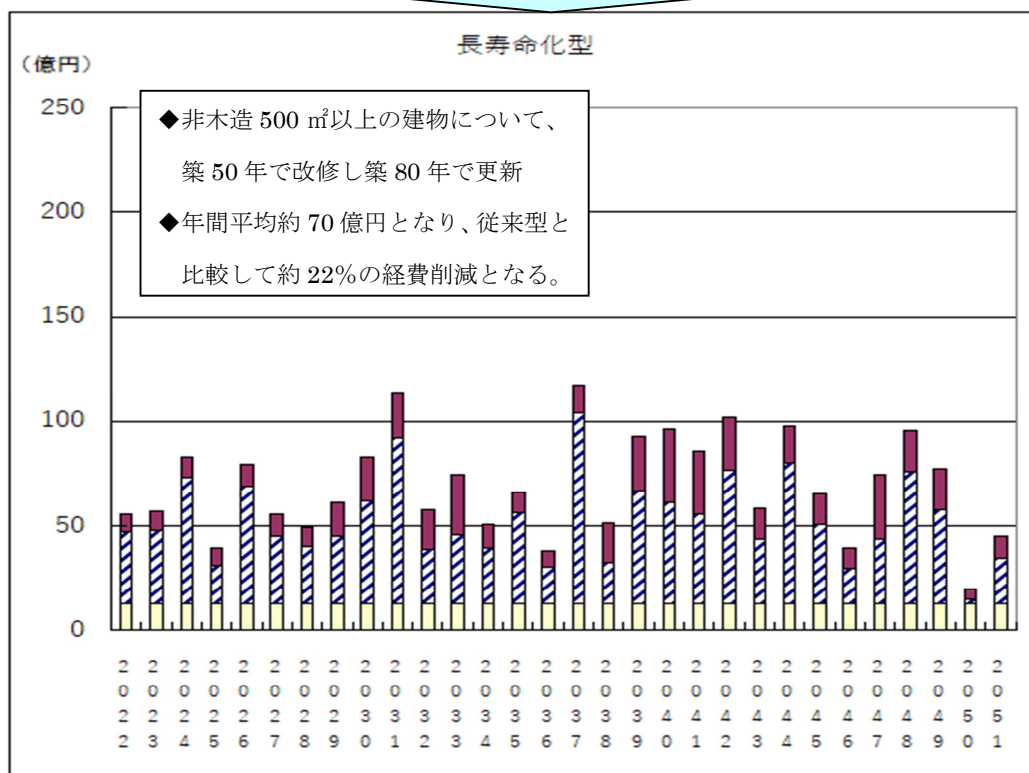
施設分類	建替（万円／㎡）	改修（万円／㎡）	修繕（建替費×〇％／年）	
			従来型施設	長寿命化対象施設
行政系施設	40	25	0.2	0.6
公営住宅	28	17	0.1	0.3
学校教育系施設（知事部局）	33	17	0.3	0.4

※この試算は、財産台帳のデータを基に大まかに試算したものであり、実際に今後必要となる費用がこれに合致するわけではない。

【試算結果グラフ（学校と警察施設を除く建築物）】



非木造の 500 ㎡以上の建物を長寿
命化することによる軽減・平準化



【試算結果（学校と警察施設を除く建築物）】

（単位：億円）

	試算 年数	経費 区分	従来型		長寿命化型		長寿命化効果額		効果率
			全年計	年平均	全年計	年平均	全年計	年平均	
建物 (学校・警察除)	30	修繕	156	5.2	387	12.9	231	7.7	148.2%
		建替	2,514	83.8	492	16.4	▲2,022	▲67.4	▲80.4%
		改修	0	0	1,206	40.2	1,206	40.2	-
		計	2,670	89	2,085	69.5	▲585	▲19.5	▲21.9%

②学校と警察施設の試算

学校と警察施設については、それぞれの個別施設計画の中で条件を設定し試算しており、ここではその結果を抜粋して転載する。

いずれの施設でも、長寿命化により、20%以上の経費削減が見込まれる。

【試算結果（学校）】

（単位：億円）

	試算 年数	経費 区分	従来型		長寿命化型		長寿命化効果額		効果率
			全年計	年平均	全年計	年平均	全年計	年平均	
建物 (学校)	40	総事業費	2,339	58.5	1,833	45.8	▲506	▲12.7	▲21.6%

【試算結果（警察施設）】

（単位：億円）

	試算 年数	経費 区分	従来型		長寿命化型		長寿命化効果額		効果率
			全年計	年平均	全年計	年平均	全年計	年平均	
建物 (警察)	30	修繕	82	2.7	238	7.9	156	5.2	190.2%
		建替	381	12.7	98	3.3	▲283	▲9.4	▲74.3%
		計	463	15.4	336	11.2	▲127	▲4.2	▲27.4%

③全ての建築物（①+②）

学校、警察施設及びそれ以外の建築物を全て合算した結果は下記の通りである。

※試算年数等の条件が異なるため、年平均で合算した。

（単位：億円）

建築物	従来型	長寿命化型	長寿命化効果額	効果率
	年平均	年平均	年平均	
	163	127	▲36	
				▲22.1%

(2) インフラ施設等の更新等に要する費用の推計

インフラ施設等については、主にそれぞれの個別施設計画において試算しており、その結果を抜粋して転載する。いずれの施設でも長寿命化により経費削減が見込まれる。

【試算結果（インフラ施設等）】

(単位：億円)

施設区分	施設分類	試算 年数	従来型		長寿命化型		長寿命化効果額		効果率
			全年計	年平均	全年計	年平均	全年計	年平均	
道路	舗装	40	785.3	19.6	587.5	14.7	▲197.8	▲4.9	▲25.2%
道路	橋梁	50	3,240	64.8	885	17.7	▲2,355	▲47.1	▲72.7%
道路	トンネル	48	479.8	10	415	8.7	▲64.8	▲1.3	▲13.5%
道路	ジェット 大型カルバード	50	14.9	0.3	10.3	0.2	▲4.6	▲0.1	▲30.9%
道路	横断歩道橋 門型標識 道路情報提供装置	50	7.3	0.2	3.6	0.1	▲3.7	▲0.1	▲50.7%
港湾	港等	50	203.6	4.1	130	2.6	▲73.7	▲1.5	▲36.2%
海岸	堤防等海岸施設	51	1,014	19.9	215	4.2	▲799	▲15.7	▲78.8%
下水道	処理場	100	532.7	5.3	315.2	3.2	▲217.5	▲2.1	▲40.8%
下水道	管渠	100	133.2	1.3	93.8	1	▲39.4	▲0.3	▲29.6%
漁港	漁港	50	463	9.3	122	2.4	▲341	▲6.9	▲73.7%
病院	県立病院	30	114.2	3.8	97.8	3.3	▲16.4	▲0.5	▲14.3%

(3) 現在要している維持管理経費

過去3年間に要した公共施設等整備事業費は下記の通りである。

(単位：億円)

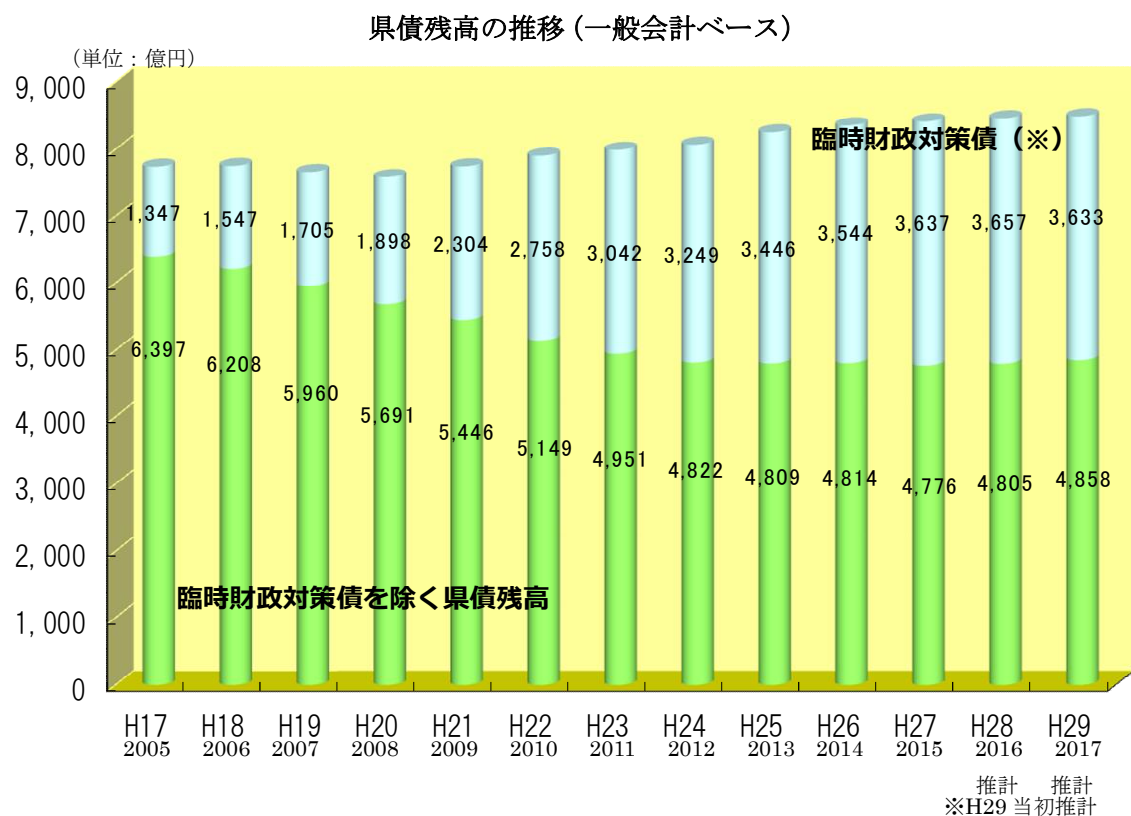
	H29	H30	R1	平均
建築物	121	96	90	102
インフラ	350	282	288	307
その他	31	27	34	31
計	502	405	412	440

建築物について、過去3年間に要した経費の平均は約102億円であるが、今後必要となる経費見込の試算では、長寿命化した場合でも年あたり約127億円を要する結果となっており、施設の統廃合等、さらなる経費削減の取組が必要である。

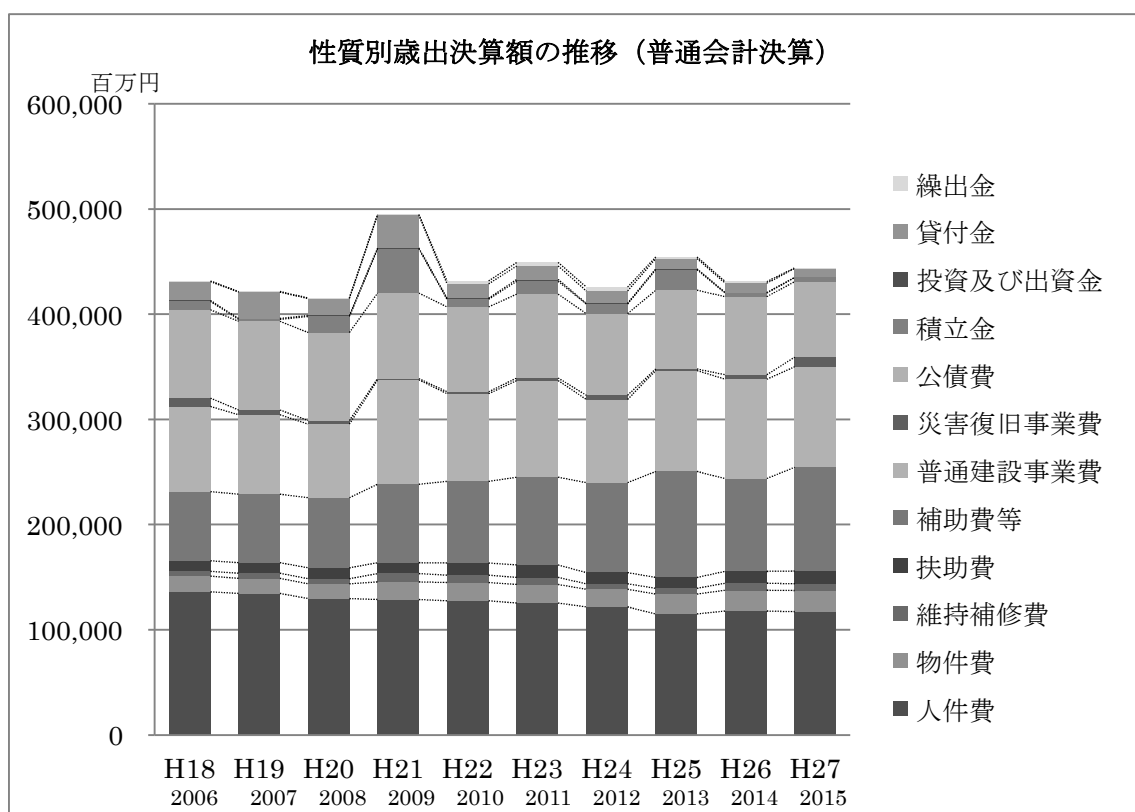
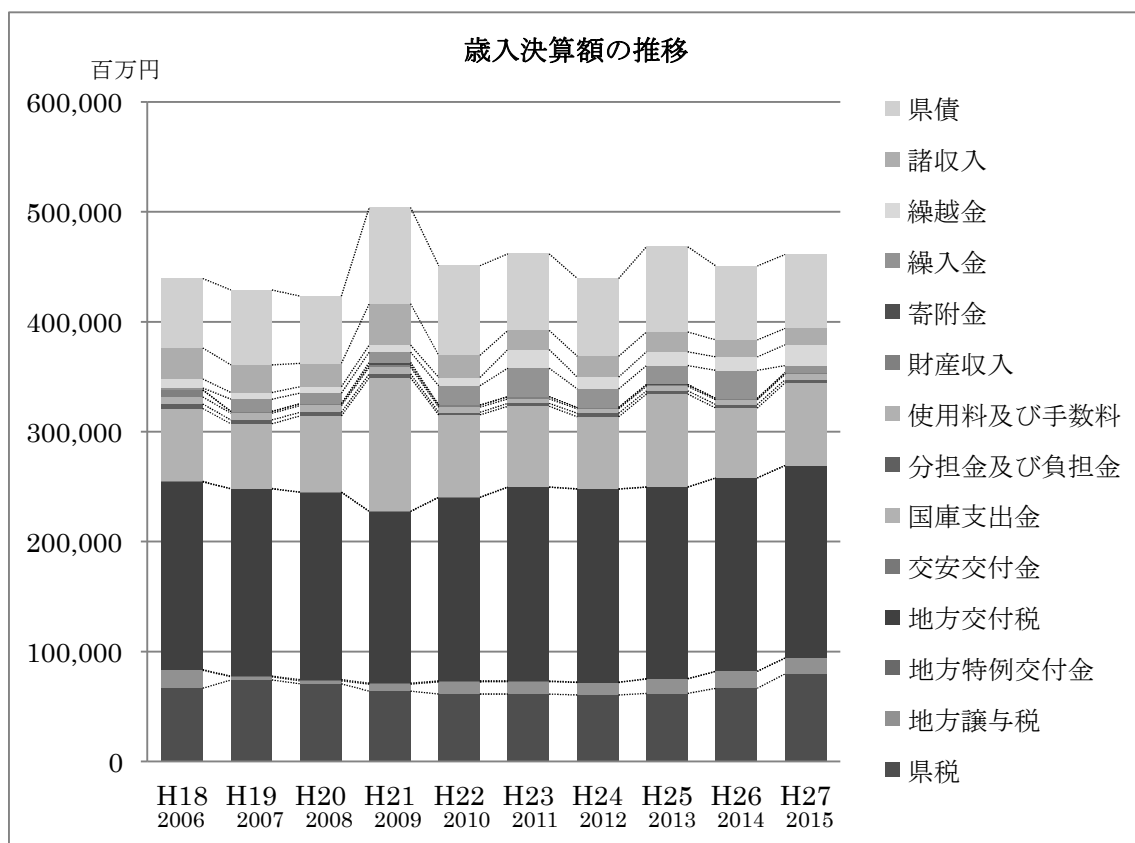
(4) 本県の財政状況

本県の財政は、人件費や公債費といった義務的な経費の抑制など、財政健全化の取り組みを継続して行うことにより、実質公債費比率及び将来負担比率が改善するとともに、臨時財政対策債を除く県債残高についても相対的に低水準にある。

しかしながら、当該減少幅は縮小してきていることから、今後も財政規律を維持し、将来に向けて安定的な財政運営を行っていくためには、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る財政負担を軽減・平準化していく取り組みが一層求められる。



(※) 臨時財政対策債：本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税で措置される。



Ⅱ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画の目的及び期間

本計画では、道路、河川、砂防、港湾等のインフラ施設や学校、公営住宅、庁舎等の建築物を「公共施設等」と総称し、その総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。ただし、点検の方法や間隔、診断の基準、修繕に要する費用、更新時の検討課題等は施設類型（道路、学校等）によって大きく異なり、必要とされる技術・知識も専門的な内容が多く含まれるため、施設類型ごとの具体的な管理は原則として個別施設計画（「〇〇〇長寿命化計画」等、名称は施設類型によって異なる。）を作成して実施する。

また、本計画では、各施設類型が本計画の方針に沿って個別施設計画を作成し、施設の特性に応じた適切なメンテナンスサイクルを構築することを主たる目的とするため、計画期間は平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とする。

なお、個別施設計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等から本計画の目的及び期間を見直す必要が生じた場合は、適宜改訂する。

2 公共施設等の情報管理・共有方策

公共施設等については、現状、施設類型ごとに各部局において管理されていることから、公共施設等の修繕履歴、維持管理コスト、余剰スペース等の情報が全庁的に共有されていない。今般、本計画の策定に伴う作業で作成した県有建築物のデータを全職員が閲覧できるようにすることや、平成 28 年度末時点でのインフラ施設等を含む固定資産台帳の整備を進めることにより、公共施設等の情報を集約していく。

3 現状や課題に関する基本認識

本県では、戦後、人口の社会減による経済の縮小が、さらに人口の社会減を加速させ、それが過疎化と高齢化を同時に招き、特に、出生率の高い中山間地域ほどこうした傾向が顕著になった。その結果、全国に先行して人口が自然減の状態に陥り、このことで、より一層経済が縮むという「負のスパイラル」をたどってきた。

こうした本県の根本的な課題に真正面から立ち向かい県勢浮揚を成し遂げるため、「高知県産業振興計画」や「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に官民一丸となって全力で取り組んでいるところである。

一方で、老年人口（65 歳以上）の割合が、年少人口（14 歳以下）よりも 2 倍以上高い本県の人口構造を考えると、この構造を大きく変えるには、相当に長い期間を必要とすることから、今後も人口減少は避けがたいものとなっている。

このような人口減少及び年齢構成の変化は、公共施設等の利用需要にも影響を与えるも

のであり、現在のところは利用需要に応じた適切な規模の施設であっても、長期的には過小又は過大な施設になることがあるため、維持管理・修繕・更新や統廃合・長寿命化等を計画的に行う必要がある。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

県民サービスを維持しつつ、原則として、今後、各年度末時点の県有建築物（行政財産）総延床面積を、現在計画している事業による増加分を加えた平成 28 年度末時点の総延床面積を上限として、それ以下に抑制することを方針とする。

また、ライフサイクルコストを可能な限り最小化する。

（１）点検・診断等の実施方針

高度経済成長期等に建設時期が集中している施設類型では、今後施設の更新時期が一斉に到来することが予想されるが、人的にも財政的にも全ての施設を同時期に更新等することは困難である。そのため、各施設の点検結果を蓄積して老朽化の進行状況を把握することにより、老朽化が深刻な施設を優先して更新する等、人的負担及び費用の平準化に取り組まなければならない。このような背景から、各施設の構造、経過年数、利用状況等を踏まえて点検・診断を行う。また、点検・診断等のサイクルは個別施設計画により示す。

（２）維持管理・修繕の実施方針

保全の考え方の中には、構造物の部材が悪くなってから修繕を行う事後保全と、部材が悪くなる前に予測して修繕を行う予防保全の考え方がある。施設の用途や重要度によっては、事後保全では許されない場合もあり、予防保全が必要となる場合がある。また、屋外鉄部の塗装等は、腐食が進むまで放置すれば塗り替えでは済まされず部材全体を取り替える必要なくなる等、予防保全を行うことで結果的には事後保全より費用が抑えられることもある。「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）においても予防保全型維持管理の導入が推進されており、「高知県橋梁長寿命化修繕計画」では、橋梁の延長や部材の種類、劣化状況の異なる橋梁に対して重要度や用途に見合った管理水準を設定することにより、予防保全が適した橋梁か、あるいは更新限界まで供用したうえで適切な処置を施す橋梁かを判断し、高知県全体の橋梁を効率的・効果的に維持管理することでライフサイクルコストの削減を図っている。

そのため、上記 4（１）の方針に沿った計画的な点検・診断を実施することにより、事後保全だけでなく予防保全の考え方も取り入れた維持管理を進めていかなければならない。

（３）安全確保の実施方針

点検・診断の結果、そのままの状態で利用を継続すると利用者に危害を及ぼす可能性がある等、高度の危険性が認められた施設については、速やかに利用を停止した上で必要な修繕・更新等を実施し、利用者の安全を確保していく。また、老朽化等により供用廃止され今後とも利用見込みのない施設については、解体し売払いを進めていく。

建築後相当年数を経過した建築物は、柱、梁、床などの構造体だけでなく、天井材や外壁等の非構造部材についても、高所からの落下等、利用者の安全に関わる不具合が生じるおそれがある。

平成 25 年の建築基準法施行令改正により天井脱落対策に係る基準が定められ、特定天井（6 m 超の高さにある 200 ㎡超の吊り天井）を有する県有建築物については順次撤去等の対応を進めているところである。

（４）耐震化の実施方針

建築物については、平成 20 年度に策定した「県有建築物耐震化実施計画」に基づき、一定規模以上の建築物について耐震診断を行った上で優先順位を設定し、計画的な耐震化工事を実施しており、平成 27 年度には計画の対象となった建築物については、概ね耐震化を完了している（耐震補強工事済建築物 179 棟）。今後は、優先順位を設定した結果、平成 25 年度以降に耐震診断を行った建築物についても、職員が常駐する庁舎等については「南海トラフ地震対策行動計画」に位置付け、耐震化を進めていく。

（５）長寿命化の実施方針

各施設に求められる適切な性能をより長期間保持するためには、各施設の維持管理を効率的、効果的に進めていく業務サイクル（メンテナンスサイクル）を構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制を一体的に整備することが必要である。このため、各施設の特性や維持管理・修繕・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、施設ごとの個別施設計画を作成する。

（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

乳幼児、妊婦、高齢者、障害者、外国人など多様な利用者が想定される公共施設等の整備、改修等に当たっては、誰もが利用しやすい施設となることを目標として、ユニバーサルデザイン化の推進に努める。

（７）脱炭素化の実施方針

高知県における 2050 年カーボンニュートラル実現や「高知県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に定める県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、各施設において、可能な限り、建築物の高断熱化や、高効率な照明・設備機器の導入、太陽光発電設備の設置等を推進し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用促進による更なる環境負荷の低減を図り、脱炭素化に取り組んでいく。

（８）更新の実施方針（建築物）

「建築物のライフサイクルコスト（平成 17 年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）では、一般的な事務所ビルの場合、運用管理、解体再利用コストを含めた建物全体のライフサイクルコスト（65 年間の生涯コスト）を 100%とした場合、初期コスト（企画設計、建設コスト）は 27.3%にすぎず、運用管理コストは 71.1%となっており（残り 1.6%は解体再利用コスト）、建物を 65 年間使うとすれば初期コストの 2 倍以上の運用管理コストが必要となる。

そのため、施設の更新に当たっては、①中長期的な必要性②使用していない他の施設の転用③他の施設との集約化又は複合化、若しくは民間施設の賃借④使用しなくなる施設の他用途への転用を検討する。特に、施設の集約化・複合化に際しては、国の補助事業や高い交付税措置のある有利な地方債の活用などについて十分な検討が必要である。

また、一定規模以上の施設の更新等については、効率的かつ効果的な施設整備を行うために、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用し、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を性能発注することにより事業コストの削減が期待できる P F I 事業を導入することについて、高知県 P P P / P F I 導入検討規程に基づき従来手法に優先して検討を行う。

（※）PPP・・・Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

（※）PFI・・・Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化や公共サービスの向上を図る公共事業の手法をいう。

（９）有効活用の推進方針

本県では、これまで行政施設の統廃合等により当初の目的を終えた県有財産について、県庁内での所管換えや部局間使用による再利用、国又は市町村への譲渡又は貸付け、民間事業者等への貸付け等を行ってきた。さらに近年では、職員宿舎の空き室を市町村に目的外使用許可して、市町村が地域おこし協力隊員の宿舎や移住希望者の滞在施設として使用する事例、未利用県有地を市町村に貸し付けて津波避難タワー敷地とする

事例、そして高知競馬場の敷地の一部を高知市中学校給食センター敷地とする事例等、市町村との連携を進めることにより県有財産の有効活用に努めている。

また、利用予定のない県有財産については遊休財産処分計画を策定して計画的に処分を進め、平成16年度から平成27年度までに148件8,014,325,929円の売却実績を上げており、引き続き積極的な売却に取り組んでいく。

処分・有効活用の見込みが立っていないその他の未利用財産については、今後情報を整理した上で公開し、他団体への貸付け等により有効活用を図る。

なお、行政財産についても余剰スペースの情報を全庁的に共有することで他部門での活用等の有効活用を検討する。

(10) 統合や廃止の推進方針（建築物）

本県では、療育福祉センターと中央児童相談所を複合した「療育福祉センター・中央児童相談所改築工事」、県と高知市の図書館を集約した「新図書館等複合施設整備事業」、新県民体育館への県立武道館と高知ちばさんセンター大ホール、障害者スポーツセンターのプール機能の集約化・複合化、また学校については、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合、須崎工業高等学校と須崎高等学校の統合等、施設の集約化・複合化を積極的に進めている。

本県の人口見通しや財政状況等を考えると、施設の集約化・複合化を推進する必要がある、県民サービスの推進や県民の利便性などに留意しつつ、今後は、県有施設に限らず国、他の地方公共団体及び民間施設等との連携についても検討を行っていく。

なお、集約化・複合化に伴い廃止となる施設については、公用又は公共用としての活用を再検討した上で売却等を進め、保有総量の縮小を図る。

(11) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の実施に当たっては、施設類型ごとの個別施設計画を実行する部署との連携だけでなく、営繕・財政・行革担当部署との連携強化が欠かせない。また、本計画は「高知県産業振興計画」や「高知まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、本県主要施策を支える基盤となるものであることから、政策調整会議等を用いて本計画を実施していく。また、産業振興や安全安心確保の基盤となるインフラ整備については、庁内に社会資本整備推進本部会議を設置し、全庁的に推進していく。

5 PDCAサイクルの推進方針

本計画及び個別施設計画の進捗状況等については、適宜評価を行い、各年度末の県有建築物（行政財産）の総延床面積については、毎年度「決算に関する説明書」の中で確認を行う

とともに、社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況等を踏まえながら、PDCA サイクルを活用し、必要に応じて内容を見直し、計画の改訂を行うものとする。

Ⅲ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定める。

なお、施設類型 1－1（庁舎等公用財産）、施設類型 1－2（その他公共用財産）及び施設類型 14（医療施設）については、以下に定める方針が個別施設計画を兼ねるものとする。

施設類型 1－1（庁舎等公用財産）

1 対象施設

県が日常の事務又は事業の用に供する公用財産としての建築物のうち、別類型として個別施設計画を作成する「警察施設」「宿舍」以外の全ての建築物を対象とする。具体的には次のとおりである。

庁舎等（高知県庁、高知県保健衛生総合庁舎、安芸総合庁舎等）352 棟 159,042.02 m²

試験研究施設（紙産業技術センター、農業技術センター等）242 棟 56,985.60 m²

県職員宿舍の一部（知事公邸（私邸）、大阪職員宿舍等）35 棟 4,160.38 m²

2 現状や課題に関する基本認識

庁舎等は各地域における行政サービスの拠点として重要な役割を担っているが、1962 年（昭和 37 年）に建築した本庁舎（2011 年耐震改修工事実施済み）をはじめとして、建築後相当年数を経過した建築物が多い。延床面積ベースでは、2016 年度（平成 28 年度）当初時点で建築後 30 年を経過した建築物は約 54%であるが、15 年後には約 93%となり、今後急速に施設の老朽化が進むと予想される。

＜建築物の更新等を行わないと仮定した場合の老朽化の状況＞

	現在	15 年後	20 年後
建築後 30 年以上の割合	約 54%	約 93%	約 95%
建築後 50 年以上の割合	約 13%	約 39%	約 54%

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建築基準法等の規定に基づく法定点検を実施するとともに、その結果を蓄積して各施設の老朽化の進行状況を把握する。

建築物をできる限り長く使うため、適切な維持管理を行っていくことが重要であり、そのためには、建築物の機能や性能の異常がはっきり目に見えるような段階になって初めて修繕等を行う事後保全だけではなく、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することで機能・性能の保持・回復を図る予防保全を進める。

あわせて、災害時の拠点となる庁舎については非常用電源を整備している。

(2) 耐震化の実施方針

庁舎等のうち、「県有建築物耐震化実施計画」(※)で耐震化工事を実施するものと位置付けた建築物については、概ね耐震化を完了している。今後は、本庁舎に付属する厚生棟など、「県有建築物耐震化実施計画」に掲載されていないが、危機管理時の活動拠点となる庁舎等と一体的に効用を発揮する建築物について、耐震化を推進する。

(※) 対象建築物

○建築年次

1981年(昭和56年)6月1日施行の建築基準法施行令以前の耐震基準で建築された建築物

○規模

木造以外の建築物：2以上の階を有し、又は延床面積が200㎡を超える建築物

木造の建築物：3以上の階を有し、又は延床面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超える建築物

※ただし、応急・復旧時に役割を担う建築物については、規模に関わらず対象とする。

(3) 長寿命化の実施方針

庁舎等の長寿命化のためには、点検・診断⇒修繕⇒記録⇒(次の点検・診断)という維持管理の業務サイクル(メンテナンスサイクル)の構築が不可欠であり、このサイクルを通して、各施設に求められる適切な性能をより長期間保持する。

(4) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の保有数量の縮小の観点から、行政施設の集約化・複合化を検討する。また、集約化・複合化の検討に当たっては、県有施設に限らず国、他の地方公共団体及び民間施設等との連携についても検討を行っていく。

(5) 有効活用の推進方針

庁舎等については、行政ニーズの変化を踏まえた県庁組織の見直しに伴い、毎年度スペースの見直しを行っている。現在のところ利用されていないスペースが17棟2,227.87㎡(うち元室戸保健所1,315.35㎡)にとどまっているが、今後、まとまったスペースが確保されるのであれば、民間企業に貸し出すなど、県経済の活性化のための有効活用を行

う。

あわせて、本庁舎など多くの県民が訪問する庁舎等について、県の施策や県関連のイベントの広報スペースとしての活用を強化する。

(6) 体制の構築方針

庁舎等の空きスペースの情報は、県庁内全体で共有できるよう、イントラネットに掲示する。

(7) 主な施設の基本方針

(抽出条件)

施設の総延床面積が 2,000 ㎡を超え、かつ 2030 年度（令和 12 年度）までに施設の主たる建築物（本館等）の法定耐用年数が経過する施設。（既に経過している施設を含む。）

ただし、施設の総延床面積が 10,000 ㎡を超える施設は建築年度に関わらず抽出した。その他、重要な課題のある施設についても抽出している。

庁舎等	建築 年度	耐 震	延床面積 (㎡)	計画期間中の方針
高知県庁本庁舎 (高知市)	1962	済	27,216.08	計画的な維持管理（計画期間中に厚生棟の耐震診断、空調機器や電話交換機等の更新、屋上の防水改修等を予定している。）
高知県庁西庁舎 (高知市)	1981	済	11,396.09	計画的な維持管理（計画期間中に空調機器や電話交換機等の更新、屋上の防水改修等を予定している。）
中央東福祉保健所 (香美市)	1974	済	2,553.52	計画的な維持管理（空調機器が法定耐用年数を経過しているため計画期間中に改修工事を予定している。）
幡多総合庁舎 (四万十市)	1965	済	3,649.25	計画的な維持管理（平成 27 年度に耐震改修工事を完了した。）
高知県保健衛生総合庁舎 (高知市)	1972	未	4,985.27	平成 27～31 年度に改築工事を実施する。既存建築物は平成 29 年度に解体予定。
中央小動物管理センター (高知市)	1980	未	486.02	動物愛護の取組の充実のため、既存建築物は活用しつつ、動物愛護センター（仮称）とし

				て新たな施設設置を共同設置者となる高知市と検討中。
中央児童相談所 (高知市)	1980	未	2,537.78	療育福祉センターとの一体的な整備(複合化)に伴い、平成30年度に移転予定。(詳細はP.30に記載)
工業技術センター・計量検定所 (高知市)	1989	済	9,315.89	計画的な維持管理(計画期間中に空調機器、エレベータ設備、高架水槽・受水槽、洗浄塔(スクラバー)、局所排気装置(ドラフトチャンバー)、冷凍・冷蔵設備、電気設備等の更新や屋上の防水、外壁のタイルの改修等を予定している。)また、平成29年度に一部研究室の改修(高度分析室)を計画している。
須崎総合庁舎 (須崎市)	1969	済	3,771.54	計画的な維持管理(計画期間中に自家発電装置の修繕を予定している。)
本山合同庁舎 (本山町)	1980	済	2,319.90	計画的な維持管理
中央東土木事務所庁舎 (南国市)	1969	済	2,036.39	計画的な維持管理
幡多土木事務所宿毛事務所 庁舎 (宿毛市)	1994	済	1,613.30	津波浸水予想区域内にあり移転の構想はあるが移転先・時期等未定。
土佐清水合同庁舎 (土佐清水市)	1985	済	2,457.76	津波浸水予想区域内にあり平成30年度の新庁舎完成後、移転する。
高知県教育センター分館 (高知市)	1968	未	5,479.05	病弱特別支援学校再編振興計画に基づき、平成30年度に教育センター分館としての用途廃止を行う。現在の敷地には高知江の口養護学校が移転予定であり、体育館以外の建築物は全て解体して平成30～31年度に新築工事を実施し、令和2年度に開校予定。
高知県教育センター (高知市)	1974	未	4,324.84	平成28～29年度に耐震工事(設備改修含む)を実施する。

試験研究施設	建築 年度	耐 震	延床面積 (㎡)	計画期間中の方針
農業技術センター (南国市)	1990	済	20,371.09	計画的な維持管理（計画期間中に本館の電話設備、空調設備、エレベータ設備の更新、高架水槽及び受水槽の取替、資材保管庫・農機工作棟・園芸調査棟・恒温室棟・天敵飼育棟・抗血清室棟屋根塗装塗り替えを予定している。） 平成28年度にバイテク棟（1970年建築部分）の耐震改修工事を実施している。
果樹試験場 (高知市)	1962	未	3,139.71	平成28年度に本館耐震工事を実施している。
畜産試験場 (佐川町)	1968	済	9,659.71	計画期間中に耐震性のない畜舎の建替え予定（平成29年度に特産鶏舎、時期未定で種豚舎、単雄種鶏舎、試験鶏舎経済検定、中大すう舎、肥育検定舎、産卵検定舎） 直接検定舎は平成28年度に耐震診断を実施。 その他建築物の軽微な老朽化は修繕で対応。

※建築年度及び耐震は、施設の主たる建築物（本館等）の情報を記載している。

※耐震「済」は、耐震補強工事済だけでなく、耐震診断により耐震補強工事が不要であることを確認した場合や1981年（昭和56年）に導入された建築基準法に基づく耐震基準により建てられた場合を含む。

※延床面積は2016年（平成28年）3月31日時点の施設全棟の延床面積を合算して記載している。

施設類型 1－2（その他公共用財産）

1 対象施設

主として県民の一般的共同利用に供することを本来の目的とする公共用財産としての建築物のうち、別類型として個別施設計画を作成する「学校」「公営住宅」「都市公園等」「下水道」「病院」以外の全ての建築物を対象とする。具体的には次のとおりである。

学校の一部（高知県立幡多看護専門学校、農業大学校等）124 棟 34,903.43 m²

その他（県民文化ホール、高知県立ふくし交流プラザ等）368 棟 145,216.37 m²

2 現状や課題に関する基本認識

その他公共用財産は、庁舎等公用財産と比べると 2010 年（平成 22 年）に建築した牧野植物園南園温室や 2013 年（平成 25 年）に建築した高知県立弓道場等の新しい施設もあり、全体として老朽化の割合は低くなっているが、県民体育館（延床面積 8,938.58 m²）は 1973 年（昭和 48 年）に建築し、対象施設のうち単体の建築物では最も規模の大きい県民文化ホール（延床面積 11,842.77 m²）は 1976 年（昭和 51 年）に建築しており、いずれも今後 10 年間のうちに法定耐用年数を経過する。

延床面積ベースでは、2016 年度（平成 28 年度）当初時点で建築後 30 年を経過した建築物は約 43%であるが、15 年後には約 84%となり、庁舎等公用財産と同様に今後急速に施設の老朽化が進むと予想される。

＜建築物の更新等を行わないと仮定した場合の老朽化の状況＞

	現在	15 年後	20 年後
建築後 30 年以上の割合	約 43%	約 84%	約 91%
建築後 50 年以上の割合	約 7%	約 34%	約 43%

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（1）維持管理・修繕の実施方針

施設類型 1－1（庁舎等公用財産）と同様。

（2）安全確保の実施方針

文教施設やレクリエーション・スポーツ施設等の一部にある吊り天井については、撤去やネット設置等の安全対策を施す。

（対象施設）高知県立幡多看護専門学校、高知県立美術館、高知県立歴史民俗資料館、高知県立坂本龍馬記念館、県民文化ホール、高知県立文学館、青少年センター、幡多青少年の家、高知県立埋蔵文化財センター、高知県立弓道場、高知県立武道館、県民体育館

(3) 耐震化の実施方針

その他公共用財産のうち、「県有建築物耐震化実施計画」で耐震化工事を実施するものと位置付けた建築物については、概ね耐震化を完了している。

なお、1981 年（昭和 56 年）以前に建築され、耐震性を有していない建築物については今後解体や改築等を予定している。（下記（8）参照）

(4) 長寿命化の実施方針

施設類型 1－1（庁舎等公用財産）と同様。

(5) 統合や廃止の推進方針

施設類型 1－1（庁舎等公用財産）と同様。なお、その他公共用財産については計画期間中の利用者数の増減にも留意し、利用者数が著しく減少していくような施設については、適宜廃止を含めた今後の対応を検討していく。

(6) 有効活用の推進方針

施設類型 1－1（庁舎等公用財産）と同様。現在のところ利用されていないスペースは 2 棟 192.60 m²にとどまっている。

(7) 体制の構築方針

施設類型 1－1（庁舎等公用財産）と同様。

(8) 主な施設の基本方針

(抽出条件)

施設の総延床面積が 1,000 m²を超え、かつ 2030 年度（令和 12 年度）までに施設の主たる建築物（本館等）の法定耐用年数が経過する施設。（既に経過している施設を含む。）

ただし、施設の総延床面積が 10,000 m²を超える施設は建築年度に関わらず抽出した。その他、重要な課題のある施設についても抽出している。また、無人施設（倉庫）については対象外とした。

学校	建築 年度	耐 震	延床面積 (m ²)	計画期間中の方針
中村高等技術学校 (四万十市)	1970	済	4,358.74	計画的な維持管理（平成 29 年度には合併浄化槽の整備、住宅リフォーム科実習棟のトイレ設置、平成 30 年度以降には男子寮の空調機設置を予定している。）

農業大学校 (いの町)	1971	済	13,213.90	計画的な維持管理（平成28年度に本館外壁改修工事（主に塗り替え）実施） 必要に応じて修繕、建替え、廃止等を行う。
その他	建築 年度	耐 震	延床面積 (㎡)	計画期間中の方針
療育福祉センター (高知市)	1974	未	7,666.43	中央児童相談所との一体的な整備（複合化）に伴い、平成27年度から耐震構造の新たな建築物を建設中。療育福祉センター敷地内の既存建築物は全て取り壊す。（詳細はP.30に記載）
高知県立美術館 (高知市)	1992	済	11,723.72	計画的な維持管理（平成29年度～30年度に吊り天井脱落対策のための改修工事予定。計画期間中に舞台吊物装置関連の更新、エレベータ機器の更新等を予定している。）
高知県歴史民俗資料館 (南国市)	1989	済	4,617.08	計画的な維持管理（令和2年度に吊り天井脱落対策のための改修工事予定。計画期間中に空調機器等の更新を予定している。）
高知県立坂本龍馬記念館 (高知市)	1991	済	1,841.62	計画的な維持管理（平成28～29年度に新館増築工事に合わせて改修工事予定。計画期間中に空調機器等の更新を予定している。）
県民文化ホール (高知市)	1976	済	11,842.77	計画的な維持管理（令和元年度に吊り天井脱落対策のための改修工事予定。計画期間中に音響機器の更新、屋上の防水改修等を予定している。）
高知県立文学館 (高知市)	1969	済	2,926.40	計画的な維持管理（平成32年度に吊り天井脱落対策のための改修工事予定。計画期間中に空調機器等の更新を予定している。）
足摺海洋館 (土佐清水市)	1974	未	2,974.30	新館の改築を予定しており、令和2年度に既存建築物の解体を行う。
農業担い手育成センター（旧 農業大学校） (四万十町)	1968	済	10,011.87	計画的な維持管理（平成30年度に食堂棟、教室棟、短期宿泊棟の屋根及び雨樋の改修予定）

実証用低コストハウス（種苗センター） （南国市）	2004	他	1, 004. 40	建築物の保全については、（公社）高知県種苗センターに委託しており、令和元年12月末日の委託終了後、建築物の解体又は売払いを検討する。
高知県立森林研修センター （香美市）	1999	済	1, 483. 61	計画的な維持管理
牧野植物園 （高知市）	1998	済	11, 582. 44	施設の耐震診断（資源植物研究センターの耐震診断を実施している。） 施設、園地の整備（牧野植物園磨き上げ整備基本構想検討委員会を立ち上げており、平成29年9月に構想を策定する予定。） 計画的な維持管理（計画期間中に空調機器の更新等を予定している。）
内水面種苗センター （香南市）	1994	済	5, 655. 42	計画的な維持管理（計画期間中に屋内水槽ろ過槽修繕、ボイラー設備取替修繕、冷蔵設備修繕、屋内水槽棟修繕、水槽棟配管改修、館内放送設備改修、出荷水槽棟照明設備・配管・隣接水槽屋根等改修、屋外水槽改修を予定している。）
高知駅大屋根等施設 （高知市）	2007	済	2, 664. 37	計画的な維持管理（計画期間中に防水塗装、耐火塗装の修繕を予定している）。
高知県香北青少年の家 （香美市）	1978	済	1, 774. 43	計画的な維持管理（平成29年度に浴室タイル張替を予定している。）
塩見記念青少年プラザ （高知市）	1971	未	1, 086. 83	改築工事を実施する。（平成30年度完了予定）
幡多青少年の家 （黒潮町）	1976	済	3, 398. 91	計画的な維持管理（平成28年度に本館天井工事を実施。平成29年度に空調設備更新を予定している。）
幡多青少年の家体育館 （黒潮町）	1979	済	1, 192. 26	計画的な維持管理
青少年センター （香南市）	1967	未	13, 895. 46	改築工事を実施する。（平成28年度完了）

県民体育館 (高知市)	1973	済	8,938.58	計画的な維持管理（平成29年度に外壁改修及び吊り天井改修（玄関ポーチ）を予定している。）、令和9年度後半に解体予定、令和13年度半ばに新県民体育館が開館予定
高知県立武道館 (高知市)	1979	済	3,093.73	計画的な維持管理、令和13年度以降に廃止予定、新県民体育館へ機能を移転・集約化
県立図書館 (高知市)	1972	未	3,896.17	「新図書館等複合施設整備事業」による、県と高知市の図書館等を集約した新たな施設を建設中。平成30年夏頃にオープン予定。現県立図書館跡施設については公文書館（仮称）を主とする施設として利活用するため、平成29年度以降長寿命化を図る。（詳細は下記に記載。）

※建築年度及び耐震は、施設の主たる建築物（本館等）の情報を記載している。

※耐震「済」は、耐震補強工事済だけでなく、耐震診断により耐震補強工事が不要であることを確認した場合や1981年（昭和56年）に導入された建築基準法に基づく耐震基準により建てられた場合を含む。

※延床面積は2016年（平成28年）3月31日時点の施設全棟の延床面積を合算して記載している。

整備予定	建築 年度	耐 震	延床面積 (㎡)	計画期間中の方針
高知県立林業学校 (香美市)	2017	済	1,460.45	2018年（平成30年）4月開校予定

■中央児童相談所と療育福祉センターの一体整備の計画

公共施設等適正管理推進事業債（仮称）（集約化・複合化事業）の充当を予定

延床面積：10,204.21㎡ → 9,373㎡

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
南棟本体工事着手	南棟供用開始	北棟本体工事着手	全館供用開始

■現県立図書館の長寿命化及び公文書館（仮称）としての活用計画

公共施設等適正管理推進事業債（仮称）（長寿命化事業）の充当を予定

《施設改修の概要》

耐震改修工事、老朽化による電気設備、機械設備（空気調和設備、給排水衛生設備、消火設備等）一式の全面改修及び施設（外壁、建具、屋根防水等）の補修、外内部改修

H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
基本設計 実施設計	(H30 年度末頃から予定) 改修工事	改修工事	開館予定

■新県民体育館の整備における県立武道館や高知ちばさんセンター大ホール、障害者スポーツセンタープールの集約化・複合化の計画

令和 8 年 6 月策定の「新県民体育館整備等基本計画」に基づき、令和 13 年度半ばの供用開始を目指す新県民体育館の整備にあたり公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の充当を予定。

R8～9 年度	R9～10 年度	R10～13 年度	R13 年度
基本設計	実施設計	整備工事	開館予定

施設類型 2（学校）

1 対象施設
県立学校施設 52 校、1,546 棟、延床面積 約 584,705 m² (1) 中学校 3 校 ・安芸中学校 ・高知南中学校 ・中村中学校 (2) 高等学校 36 校 ・室戸高等学校 ・中芸高等学校 ・安芸高等学校 ・安芸桜ヶ丘高等学校 ・城山高等学校 ・山田高等学校 ・嶺北高等学校 ・高知農業高等学校 ・高知東工業高等学校 ・岡豊高等学校 ・高知東高等学校 ・高知南高等学校 ・高知工業高等学校 ・高知追手前高等学校 ・高知追手前高等学校吾北分校 ・高知丸の内高等学校 ・高知小津高等学校 ・高知北高等学校 ・高知西高等学校 ・伊野商業高等学校 ・春野高等学校 ・高岡高等学校 ・高知海洋高等学校 ・須崎工業高等学校 ・須崎高等学校 ・佐川高等学校 ・窪川高等学校 ・檮原高等学校 ・四万十高等学校 ・大方高等学校 ・幡多農業高等学校 ・中村高等学校 ・中村高等学校西土佐分校 ・宿毛工業高等学校 ・宿毛高等学校 ・清水高等学校 (3) 特別支援学校 13 校 ・山田養護学校 ・山田養護学校田野分校 ・高知江の口養護学校 ・高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校 ・盲学校 ・高知ろう学校 ・高知若草養護学校 ・高知若草養護学校土佐希望の家分校 ・高知若草養護学校国立高知病院分校 ・高知若草養護学校子鹿園分校 ・日高養護学校 ・日高養護学校みかづき分校 ・中村特別支援学校
2 現状や課題に関する基本認識
学校施設は児童生徒が日々、学習・生活をする場所であり、災害時には避難所としての役割も果たす地域住民にとっても身近で重要な施設である。 本県の県立学校施設は昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけての児童生徒急増期に建築された施設が多く、平成 28 年時点で建築後 30 年を経過した施設が全体の約 7 割を占めるなど今後の老朽化対策が大きな課題となっている。 これらの施設の老朽化に対して、従来のような建替えを中心とする対応では多額の財政負担が短期間に集中することになるため、施設の長寿命化を積極的に図り、財政負担を軽減・平準化していく必要がある。 あわせて、県立高等学校再編振興計画（平成 28 年 10 月制定）及び高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】（平成 28 年 5 月制定）に基づく施設の統廃合を進めていく。

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

建築基準法及び消防法に基づく法定点検の確実な実施及び学校による日常点検等により、学校施設の危険箇所や老朽箇所、要改修箇所等の現状を適切に把握する。その結果、改修が必要な箇所は優先度を検討したうえで、早期の改修を図る。

このようなメンテナンスサイクルを構築することが、学校施設を適切に維持管理していくために重要であり、メンテナンスサイクルを効果的に実行していくため、点検・診断結果や修繕・改修履歴をデータ化して学校施設所管課で蓄積していく。それらの蓄積したデータを、県立学校全体を見通した大規模改修等の優先順位付けに反映させ、効率的で計画的な改修の実施に役立てていく。

(2) 維持管理・修繕等の実施方針

メンテナンスサイクルに基づく維持管理・修繕を推進する。その実施に当たっては施設に大きな損傷や不具合が発生してから対処する事後保全的な考え方ではなく、大きな損傷等に発展することを事前に防いでいく予防保全的な考え方により対応することで、結果として必要となる総コスト（ライフサイクルコスト）の縮減に取り組む。

具体的には、建物の防水機能の劣化によるコンクリートへの浸水は、建物自体の強度に影響を与え、老朽化を進行させる大きな要因の一つであることから、屋上防水については雨漏りの発生後に全面改修を行うのではなく、点検等により現状を適切に把握し、発生前に予防保全的な維持管理を行っていく。

(3) 安全確保の実施方針

児童生徒等の学校施設における安全を確保していくためには上記「(1) 点検・診断等の実施方針」を確実に実行していくことが必要である。その結果、点検・診断等により、児童生徒等に重大な被害が及ぶことが想定される危険箇所が判明した場合は、速やかに改修等を行い、安全確保を図っていく。

また今後、老朽化や児童生徒数の減少等により用途が廃止された学校施設については、南海トラフ地震における倒壊等の危険性を考慮し、今後の利用見込みを精査したうえで解体・撤去等を実施して安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

県立学校施設のうち、文部科学省が実施している「公立学校施設の耐震改修状況調査」の対象施設である2階建以上又は延床面積200㎡以上の非木造建築物については、平成28年度までに耐震化が完了している。一方で、それらの基準を満たさない小規模建築物や渡り廊下等については、耐震診断が実施されていないため、耐震性の有無が不明な状況であることから、今後、耐震改修の必要性がある施設を精査し、対策を検討していく。

また、学校施設には南海トラフ地震等の災害時の避難所としての役割があることから、発災以降に避難所機能を維持していくため、主要構造部だけではなく非構造部材の耐震化を推進していく必要がある。このため、多くの地域住民等の避難が想定される県立学校体育館については、天井部材や高所照明、窓ガラス等の非構造部材の耐震化を実施することとし、平成 32 年度までに耐震化を完了させる方針である。

なお、文部科学省が要請している、屋内運動場等の特定天井（※）及び特定天井に準じる天井（高さ 6 m 以上又は水平投影面積 200 m²以上の天井）の落下防止対策については、平成 28 年度末までに耐震化が完了する見込みである。

（※）

建築基準法施行令第 39 条第 3 項の特定天井（平成 25 年国土交通省告示第 771 号第二抜粋）

特定天井は、吊り天井であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
- 二 高さが 6 メートルを超える天井の部分で、その水平投影面積が 200 平方メートルを超えるものを含むもの
- 三 天井面構成部材等の単位面積質量（天井面の面積の 1 平方メートル当たりの質量をいう。以下同じ。）が 2 キログラムを超えるもの

（５）長寿命化・更新の実施方針

県立学校施設は昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけての児童生徒急増期に建築された施設が多く、平成 28 年現在で建築後 30 年を経過した施設が全体の約 7 割を占めるなど、今後の老朽化対策が大きな課題となっている。

このため、総合的かつ長期的な視点で施設整備や維持管理の最適化を図ることで、児童生徒にとって安心・安全で快適な教育環境の整備と、今後の財政負担の軽減及び平準化を目指す高知県立学校施設長寿命化計画を策定する。

なお、高知県立学校施設長寿命化計画は、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、個別施設毎の具体的な方策を定める個別施設計画に該当するものである。

（６）有効活用の推進方針

本県では全国に先行して進行する人口減少に伴い、児童生徒数も年々、減少してきており、県立学校では室戸高等学校のグラウンドの一部を、津波浸水区域から高台移転する保育所の移転用地として社会福祉法人に貸し付ける事例をはじめ、学校施設の空きスペースを NPO 法人の活動拠点や、市町村及び自主防災組織の防災用資機材倉庫の設置等のために貸し付けることで有効活用を図っている。

一方で、学校の統廃合による規模の適正化や習熟度別での少人数学習の実施等による利用教室の増加、災害時の水、食料、毛布等の物資の校内備蓄等により、有効活用できる

スペースは限られてきていることから、今後も学校施設の空きスペースについては適切に状況を把握していくこととし、市町村等と連携して有効な活用策を検討していく。

また、統廃合、移転等により用途が廃止された学校施設で、今後の利用見込みがないものについては、普通財産に転換し、遊休財産処分計画に基づき計画的に処分していくこととする。

(7) 統合や廃止等の推進方針

統合や廃止等の方針については、県立高等学校再編振興計画（前期：平成 26 年度～平成 30 年度、後期：平成 31 年度～令和 5 年度）及び高知県立特別支援学校再編振興計画（平成 28 年度～令和 2 年度）に基づき進めていく。

統合や廃止等の計画（平成 28 年現在）

【高等学校】

1. 高知南中学校・高等学校と高知西高等学校との統合 → 令和 5 年度 統合完了予定
2. 須崎工業高等学校と須崎高等学校との統合 → 令和元年度 統合完了予定

【特別支援学校】

1. 高知江の口養護学校の再編振興及び移転整備 → 令和元年度 移転完了予定
2. 高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校の再編振興（教育の充実等）
3. 高知若草養護学校国立高知病院分校の再編振興（教育の充実等）

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

学校施設の総合的かつ計画的な管理には、建築基準法に基づく法定点検を行っている建築担当課の技術職員や日常点検を担っている学校現場の教職員、また委託により施設・設備の点検や保守管理を行っている事業者等からの点検結果・情報を学校施設所管課が適切に把握する必要がある。このため、学校施設所管課では建築担当課と連携して、少なくとも年度毎に 1 度は全ての県立学校を訪問するように努め、学校施設の老朽化の実態や使用状況等についてヒアリングを行うとともに、現地を直接、確認することとする。

学校施設の管理には、学校施設所管課が把握する情報に加えて、学校の統合や廃止等の方針を決定する再編振興所管課や、学校敷地内に設置されている土木施設等を所管する土木部局など、関係する多くの庁内部局との情報共有が必要である。この他、国や市町村等との関わりもあることから、庁外の関係機関・団体と連携していく必要もあり、学校施設所管課では庁内外において幅広い情報収集・共有に努め、学校施設の総合的かつ計画的な管理を実現する。

施設類型 3（公営住宅）

1 対象施設 県営住宅及び付属する共同施設 （県営住宅：62 団地、216 棟、4,123 戸）
2 現状や課題に関する基本認識 公営住宅は、低所得者や高齢者など住宅確保要配慮者のセーフティネットとしての役割を担っている。本県の総人口は平成 2 年から減少局面に入り、すでに 25 年以上経過しているが、これまでの実績を見ると生活保護世帯数は大きく減少していないことから、引き続きセーフティネット住宅として機能を発揮していく必要がある。 既存施設の現状は、計画期間中に耐用年数（R C 造で概ね 70 年）を超える県営住宅はないものの、古い施設を中心に、現在の生活水準に照らすと断熱性能が十分でない、エレベータが設置されていない等、居住環境として見劣りするものがある。建築後 30 年以上経過した団地は 24 団地（83 棟、1,542 戸）あり、今後計画的に修繕を行っていく必要がある。 県営住宅の空室に対する応募状況は、年 4 回定期的に募集を行っている 56 団地（4,013 戸）の応募倍率が平均 4～5 倍となっていることから需要は多い。郡部では定期募集で入居者が決まらず、随時募集を行っている団地が 6 団地（110 戸、うち平成 28 年 10 月時点で 20 戸が空室）あるが、県営住宅全体の空室率は 0.5%弱となっている。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 基本認識を踏まえ、長期的には建替え、統廃合や集約化、市町村への移管等について検討しておく必要があるが、少なくとも計画期間中は、可能な限り長寿命化を図るとともに、バリアフリー化等により居住環境の向上を図ることを基本とし、以下の（１）～（９）の方針に基づき、総合的かつ計画的な管理を行う。 （１）点検・診断等の実施方針 建築基準法に基づく定期点検を適切に実施するとともに、その結果を蓄積して今後の各施設の老朽化の進行状況を予測し、（２）、（３）、（５）に活かしていく。また、点検・診断や結果の蓄積を効率的に行うため、ドローンや I C T 等の新技術の活用を検討する。 （２）維持管理・修繕等の実施方針 老朽化の進行状況を勘案しつつ、修繕が特定の時期に集中しないよう、予防保全の考え方に基づき計画的に実施する。 具体的には、以下を目安として、個々の劣化状況を考慮し実施する。 ・全面的改善：建築後 30 年を経過する 4 階建以上でエレベータ未設置の県営住宅から順次実施（対象となる棟数 20 棟）

・屋根、外壁修繕：10～15年ごとに実施（対象となる棟数 60棟）

・給排水設備：20～30年ごとに実施（対象となる棟数 34棟）

（３）安全確保の実施方針

鉄筋爆裂によるコンクリートの浮きなど、入居者等に危害が及ぶ恐れのある状態が認められた場合は、（２）に関わらず直ちに修繕等を実施するとともに、当該施設の前回点検時の状態や経過期間を踏まえ、同様の状況にあるおそれのある施設の緊急点検を行う。

（４）耐震化の実施方針

県営住宅についてはすべて耐震性を確保している。共同施設（集会所）の一部に耐震性の確認ができていないものがあるが、平成30年度を目途に全施設の耐震化を完了する。

さらに、県営住宅については、被災後の継続使用が可能となるような対策についても検討する。

（５）長寿命化の実施方針

「高知県公営住宅等長寿命化計画」（平成22年3月策定）に基づき適切に実施する。

（６）更新の実施方針

計画期間中に耐用年数に達する県営住宅はなく、更新は見込まない。

（７）有効活用の推進方針

募集に対し応募が上回っている状況となっている。

年4回の定期募集では、世帯向けより単身向けの応募倍率が高い。定期募集で応募がなく、随時入居者を募集している団地についても、入居要件を世帯向けから単身向けに見直すことで入居した実績もあることから、必要に応じて入居要件の見直しを行うなど県民のニーズに合った対応により、引き続き住宅確保要配慮者を対象とした活用とする。

（８）統合や廃止の推進方針

計画期間中は既存施設の長寿命化を基本とし、入居者の移転を伴う統廃合は行わないが、長期的な課題として、施設の老朽化の状況に加えて県民ニーズ、地域ごとの実情等を勘案しつつ、統廃合、市町村への移管等、合理的な施設管理に向けた検討を行う。

（９）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

県営住宅の管理を代行している高知県住宅供給公社と緊密に連携していく。

施設類型 4－1（県職員宿舎）

1 対象施設

県職員住宅（知事部局管理）

13 市町、32 地区、49 箇所、58 棟、延床面積 32,014.85 m²、632 室（世帯用 342 室、単身用 290 室）、うち近傍待機用 15 室、近傍居住用 7 室、災害発生後の事務所機能維持用 1 室

2 現状や課題に関する基本認識

職員住宅は各地域において職員が勤務するための重要な拠点となっているが、建築後、相当年数が経過した建物が多くなってきている。このため、今後急速に老朽化が進むと予想されるとともに、内装（居住環境）も建築された当時の狭い台所、和式トイレ、押入れ収納等のままであり、民間の賃貸住宅の多くではダイニングキッチン、温水洗浄便座、クローゼットなどが整えられていることと比較すると、かなり違いがある。このようなことから、建築後かなりの年数を経過した職員住宅の入居率は低くなっており、近年 70%後半台を推移している。

<今後、更新を行わないと仮定した場合の老朽化の状況>

	現在	15 年後	30 年後
建築後 30 年以上 50 年未満の割合	約 33%	約 86%	約 10%
建築後 50 年以上の割合	0%	約 12%	約 90%

<職員住宅の入居率>

（各年度とも 4 月 1 日現在）

年度	23	24	25	26	27	28
入居率	78.0%	77.4%	73.5%	76.1%	78.7%	77.4%

老朽化した職員住宅を建て替えることは多額の財政負担が必要になるため、改修によって施設の長寿命化を図り財政負担を軽減・平準化していくほか、将来にわたって、職員の入居等が見込めない職員住宅については、廃止することも含めて検討する必要がある。

一方で、南海トラフ地震をはじめとする災害への対応としては、災害時には迅速かつ的確な初動対応が重要であって、災害対応業務に従事する職員は、庁舎の近くに居住する必要があることから、災害時の近傍居住用住宅として活用してきている。

平成 28 年度からはこれまでの近傍居住に加えて、時間外における災害対策支部設置に備え、管理職員等の近傍待機用住宅としても活用しており、今後ともこれらの災害対応のための住宅は確保していく必要がある。

また、その他にも、他の部の事業での活用（海外から来られた技術研修員の住居やDV被害者の一時の住居）や警察職員用住宅としての任命権者を越えた活用の他、市町村の地域支援事業等での使用（地域おこし協力隊等の隊員用住居）に対して、目的外使用許可を行うなどして空き室を有効活用している。

さらに、平成28年度には県の事業の推進に関わる民間企業の職員の住居とすることに目的外使用許可を行うなどして、より一層の有効活用を進めている。

＜他部局、市町村等による活用＞（H28.10.1 現在）

- ①他部局 12箇所 29室 ②警察 7箇所 47室 ③市町村 4箇所 10室
④民間 2箇所 5室

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（１）点検・診断等の実施方針

定期的に点検・診断等を実施し、外壁劣化等による危険性の有無や老朽化の進行状況等を把握する。

（２）維持管理・修繕等の実施方針

入居者から修繕についての依頼があった場合や、入退去時の現場確認・定期的な点検の結果、修繕が必要な状態であることが判明した場合は、適宜修繕等を行い、常に利用可能な状態を維持するとともに建物の質の維持を図る。

なお、上記業務は事業者にて委託しており、退去時の現場確認は、この事業者と退去者が立ち会って実施しているが、年度当初の人事異動等、短期間に現場確認が集中する時期等においては、退去時までその全てを終えることが困難な状況である。

このため、そういった場合における退去時の現場確認は、事業者と退去者の立ち会いの他に、退去者と他の入居者による立ち会いによるものをあらかじめ行うこととする。

また、入居者が行う修繕時の範囲（主として修繕費が、5,000円以下の軽微なもの）を定め、入居者には周知しているが、今後さらに徹底していく。

（３）安全確保の実施方針

点検・診断の結果、危険性が認められた場合は早急に修繕を行い、入居者等の安全を確保する。また、集約化により用途を廃止した職員住宅についても、年1回、住宅内外の状況確認を実施し、周辺の住民に危険を及ぼすような場合には修繕を行う。

上記（１）から（３）の業務については、委託により実施しており、委託先と高知県において役割分担のもと連携を図り、適切な維持管理・修繕を行っていく。

委託内容

- ア 入居者の募集及び入居に関すること。

イ 各種許可、承認、届出等に関する事。

ウ 維持修繕に関する事。

(ア) 環境整備・修繕 (イ) 高木の剪定 (ウ) 消防用設備等の保守点検

(エ) 改修工事(250 万円以下)

エ 入居者の退去に関する事。

オ その他県職員住宅の管理に関する事。

(4) 耐震化の実施方針

現状ですべての県職員住宅が耐震基準を充たしている。

(5) 長寿命化の実施方針

建築後概ね 40 年以上を経過し、老朽化により入居率が低下しているが、立地条件が良く利便性が高いため、改修することによって職員の入居やその他の利活用が見込まれる職員住宅については、災害時の近傍居住用住宅としての活用を念頭に置きつつ、大規模改修を行い長期的に利用できるようにしていく。

計画期間内に大規模改修を予定しているのは以下のとおり。

・旭職員住宅 (昭和 49 年建築・入居率 50.0%)

(6) 更新の実施方針

計画期間内の更新は予定していない。

(7) 有効活用の推進方針

職員住宅の空き室については、前記 2 に記載のとおり、部局間使用や市町村等への目的外使用許可により有効活用に努めてきている。今後は、警察、教育委員会及び公営企業局との間で、それぞれが所有する職員住宅の空室状況を共有することで、空室の積極的な活用を行うとともに、利用可能な職員住宅の情報を、市町村に対して積極的に提供することで、さらなる活用を図っていく。

これらの取組に合わせて、所管換や用途廃止を実施することで、職員住宅の入居率を、平成 31 年度を目途に 80%まで引き上げるものとする。

(8) 統合や廃止の推進方針

入居率が低く(過去 3 年以上にわたって概ね 50%未満)、有効活用の取組を実施しても入居率の上昇が見込めないような職員住宅については、廃止し処分することを検討する。その際、当該市町村に職員住宅が 1 箇所しかない場合については、その点を考慮する。なお、土地を職員厚生課以外が所有している場合は、当該課との間で住宅の活用方法を協議して進める。

現時点で、計画期間内の廃止を検討することとしている職員住宅は以下のとおり。

(入居率は各年度とも 4 月 1 日現在)

・室戸市郷職員住宅	入居率	H26	0%	H27	0%	H28	0%
-----------	-----	-----	----	-----	----	-----	----

・ 四万十市入田職員住宅	H26	60.0%	H27	30.0%	H28	20.0%
・ 四万十市渡上り職員住宅	H26	50.0%	H27	58.3%	H28	66.7%

※ 四万十市入田の職員住宅の入居率は警察による利用を除く。

※ 四万十市渡上り職員住宅については、入居率が50%以上となっているが、四万十市内の世帯用職員住宅は全般的に入居率が低く、その中で単身用の職員住宅が同一敷地内に建てられていない渡上りの職員住宅を検討対象としているもの。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

職員住宅の有効活用のため、職員住宅を所有する他の任命権者との間で、情報共有、意見交換等を積極的に行い、協力体制を構築していく。

また、職員住宅の維持管理業務については、委託により行っており、委託先との役割分担のもとで、委託業務が適正に行われるよう進捗管理等を行いながら、本計画が実現するよう、連携して取組を推進していく。

施設類型 4－2（教育宿舎）

1 対象施設
高知県立学校教職員住宅 県所有：66 箇所、107 棟、24,787.34 m²、411 室（うち世帯用 317 室、単身用 94 室） 公立学校共済組合所有（※）：8 箇所、10 棟、3,313.27 m²、60 室（うち世帯用 30 室、単身用 30 室）（H28.4.1 現在） ※ 公立学校共済組合の資金を活用し、昭和 38 年度から平成 14 年度まで教職員住宅の建設を行ってきた。公立学校共済組合が建設し、県と譲渡契約を締結した上で、県が譲渡代金を完済後に所有権を移転する。令和 4 年度完済予定。
2 現状や課題に関する基本認識
教職員住宅は、県立学校教職員が居住地から離れた地域において勤務するために必要な施設であるとともに、教育上及び危機管理の観点からも教職員が勤務校の近くに居住することがますます重要となっており、環境整備の一環として教職員住宅の整備が必要となっている。一方、平成28年時点で旧耐震基準（※）の住戸が全戸数の約1割を占めていることや南海トラフ地震が想定される中、津波浸水予測地域に所在する教職員住宅も存在することから耐震化や建て替え、あるいは津波浸水予測地域外への移転を進めることが必要である。 耐震化や建て替え等については、別途策定している「高知県立学校教職員住宅整備基本計画」に基づき、地域の状況や県立学校再編振興計画等を勘案しながら進めていく。 また、空き教職員住宅の有効活用の観点から、県職員住宅との相互利用や市町村教職員、移住体験の住宅等として活用する市町村への目的外使用を図っている。 入居率：平成28年3月31日時点 74.7% うち、市町村教職員に目的外使用を許可している教職員住宅：8 箇所、13 室 市町村等に目的外使用を許可している教職員住宅：5 箇所、7 室 ※ 旧耐震基準の建物とは、昭和56年5月31日以前の建築確認において適用されていた基準のことをいう。なお旧耐震宿舎（RC造）のうち、壁式構造で建設されたものについては、新耐震基準を満たす耐震性を有すると認められるため、旧耐震基準の戸数からは除く。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
（1）点検・診断等の実施方針 定期的に教職員住宅を巡視し、設置器具等の点検を行う。また、法令に基づく消防用設備点検や外壁打診調査を行う。 （2）維持管理・修繕・安全確保等の実施方針

巡視により設置器具等の機能低下が確認された場合、適宜補修を実施するとともに修繕記録を作成し、適切な維持管理を推進する。

築年数が経過した古い住宅が多く、近年、屋根が剥がれる被害や外壁の劣化が目立つようになってきたことから、優先順位の高いものから順に修繕を行う。優先順位は、近隣の民家に被害が及ばないか、入居者に支障が出ていないかを基準とする。今後は10年毎を目安に、計画的に屋根と外壁の塗り替え等を同時に行うことで、劣化による屋根や外壁の剝離被害の発生を防止し、宿舍の長寿命化を図る。

また、このような大規模修繕については、特定の時期に集中することのないよう、件数を決めて、計画的に実施し、費用の平準化を図る。

(3) 耐震化の実施方針

旧耐震の教職員住宅<下記>のうち、引き続き今後の利用が見込まれる中芸高校校長公舎については、計画期間中に耐震改修を実施する。その他の宿舍については、集約・建て替え・取壊し・売却を行う。

<旧耐震の宿舍>

管理校	宿舍名	延床面積 (㎡)	棟数	戸数
中芸高校	校長公舎	77.77	1	1
	東岡地宿舍	100.44	1	2
安芸桜ヶ丘高校	校長公舎	77.86	1	1
安芸高校	校長公舎	78.36	1	1
高知農業高校	杉本丸宿舍	239.16	2	4
高知北高校	西大久保宿舍	68.95	1	1
高知追手前高校吾北分校	程野宿舍	140.35	2	3
伊野商業高校	校長公舎	65.78	1	1
佐川高校	玉割宿舍	64.88	1	1
須崎工業高校	校長公舎	77.77	1	1
四万十高校	亀ノ森宿舍	466.22	5	9
大方高校	井ノ谷山宿舍	201.15	4	4
幡多農業高校	校長公舎	144.62	2	2
	大用宿舍	56.74	1	1
	中村地区中沢口宿舍	860.65	5	16
清水高校	汐見町宿舍	427.55	5	7
計		3,148.25	34	55

(4) 長寿命化の実施方針

新耐震であるが、改修が必要な宿舎については、大規模修繕による長寿命化を行う。

- ・窪川高校香月ヶ丘宿舎（1棟、252.87㎡、4室）：平成30年度以降予定
- ・須崎地区牛ヶ谷宿舎（2棟、137.9㎡、2室）：平成30年度以降予定

(5) 有効活用の推進方針

空き教職員住宅は、市町村教職員の受入や移住体験の住宅等として活用する自治体へ目的外使用許可を行っている。また、入居見込みがない宿舎は、管理校と協議のうえ用途を廃止し、他部局へ所管換え、もしくは国や他の自治体に貸し付ける他、使用見込みがないものについては売却することとしている。

(6) 統合や廃止の推進方針

耐震基準や津波による浸水被害、県立高等学校再編振興計画の動向、教職員住宅の利用状況等を勘案し、老朽化した教職員住宅を廃止、集約する。

ア 中芸高校東岡地宿舎（CB）、宮田宿舎、安芸桜ヶ丘高校校長公舎、宝永町宿舎、安芸高校校長公舎、千歳町宿舎（計6棟、1016.34㎡、22室）：集約して建て替え（平成31年度以降）

イ 追手前高校吾北分校程野宿舎（2棟、140.35㎡、3室）：集約して建て替え（平成30年度以降）

ウ 大方高校井ノ谷山宿舎4棟、弓場宿舎1棟（計5棟、321.84㎡、6室）：集約して建て替え（平成30年度以降）

エ 幡多農業高校中沢口宿舎5棟、校長公舎2棟（計7棟、1,005.27㎡、18室）：集約して建て替え（平成29年度予定）

オ 清水高校浜町宿舎、汐見町宿舎6棟（計7棟、781.81㎡、13室）：集約して建て替え（平成31年度以降）

また、今後入居が見込まれない旧耐震の教職員住宅や津波浸水地域に建設されている教職員住宅は、引き続き売却処分を進める。

【遊休財産の処分状況】

平成16年度～27年度の処分実績：44箇所、479百万円

【今後の処分予定】

平成29年度以降：34箇所（行政財産26箇所、普通財産8箇所）

うち13箇所は、代替宿舎建築後に処分

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

県全体の総合的な活用に資するよう、知事部局及び警察本部と職員住宅に係る情報を共有する。

施設類型 5（警察施設）

1 対象施設
警察本部(9施設、33,380 m²)※国との合築2施設 警察署(14署、47,995 m²)、警察庁舎(3庁舎、3,869 m²) 交番(16箇所、2,210 m²) 駐在所(87箇所、11,654 m² 他に町有施設1箇所、民有建物1箇所を賃借) 県有宿舍(63箇所、75棟、47,319 m²、617室(世帯用559室、単身用58室)) 警察共済組合所有宿舍(5箇所、6棟、6,022 m²、131室(世帯用28室、単身用103室))
2 現状や課題に関する基本認識
(1) 警察本部 平成12年度に免震構造の警察本部庁舎を新築して、高知市内に分散していた課室を集約し、さらに非常用発電装置等の自活機能を整備したことにより、災害発生時においても警察活動を維持する体制が確保された。 一方、旧耐震基準で建築した運転免許センター庁舎及び警察本部庁舎布師田別館は耐震改修工事を実施して利用者の安全確保を図っているが、運転免許センターの主要施設2棟が建築後40年以上を経過し、電気設備及び給排水設備等の老朽化が進んでいるため、今後大規模改修が必要となる。 また、大規模災害発生時の機動力確保のため、警察航空隊庁舎及び回転翼航空機格納庫を嵩上げ敷地へ移転新築する工事を進めているところである。 (2) 警察署、警察庁舎 警察署再編については、パブリックコメントや地元説明会等で寄せられた意見等を踏まえて、16警察署体制から1増5減による12警察署へ3段階で再編する計画を策定し、人口集中が進む高知市及び周辺部の治安水準向上に取り組んでいる。 第1段階（平成24年度）：清水警察署を中村警察署に編入 第2段階（平成26年度）：いの警察署を土佐警察署に編入 本山警察署を新設の高知東警察署に管轄分割の上、編入 第3段階（平成28年度）：香南警察署及び香美警察署を南国警察署に編入 また、旧耐震基準で建築された8施設については、災害発生時の救助活動拠点の重要施設として耐震化を進めている。 中村警察署：平成21年度に移転新築 宿毛警察署：平成23年度に耐震改修工事 高知東警察署本山警察庁舎：平成26年度に耐震改修工事 南国警察署：平成27年度に移転新築

土佐警察署の警察庁舎：平成 27 年度に国の旧法務庁舎を取得・改修して移転

高知警察署：移転新築を予定

南国警察署香美警察庁舎：移転新築を予定

南国警察署香南警察庁舎：津波浸水予測区域内のため移転を検討中

(3) 交番、駐在所

ア 交番

交番施設は全て高知市内に設置しており、三交替制勤務による警察活動を行っている。（高知警察署管内 9 箇所、高知南警察署管内 4 箇所、高知東警察署管内 3 箇所）

旧耐震基準で建築した交番が 3 施設あるが、このうち 2 施設（高知警察署上町交番、高知警察署下知交番）については移転新築を予定している。

なお、女性警察官の採用増加に伴い、交番施設内に女性用のトイレ及び休憩室等を新設する改造工事を進めることで職場環境の向上に努めている。

イ 駐在所

勤務公舎に隣接した居宅に家族で居住して警察業務を行う駐在所施設は県内に 89 箇所あるが、ほとんどの施設は木造のため、18 箇所の施設が法定耐用年数を経過している。

駐在所は警察官が不在の時には家族が協力して来訪者等に対応できるよう、駐在所勤務員の家族帯同による赴任を組織的に支援し治安維持に努めているところであるが、居宅部分を含めて旧耐震基準で建築した施設が 7 箇所あり、施設の老朽化及び狭隘化を改善するため、平成 28 年度には高知警察署鏡駐在所及び安芸警察署芸西駐在所の新築整備を実施するとともに、他の施設についても計画的に新築整備を図り、災害発生時の警察活動の拠点として維持できるように努めている。

(4) 宿舎

有事において集団で事案に即応できる体制を確立するために、警察署に勤務する警察官には原則として管内での居住を義務付けている。また、大規模災害対応等の業務にあたる職員には、大規模災害発生時に交通手段が確保できない事態を想定して、勤務公署近隣宿舎への入居指定を行うなど、徒歩で参集可能な宿舎の確保に努めている。（平成 28 年 10 月 1 日時点の入居率は 91%）

警察職員宿舎の整備状況は、県有宿舎 75 棟のうち 34 パーセントの 26 棟が建築後 30 年以上を経過しており、このうち 11 棟が旧耐震基準により建築した宿舎であることから、知事部局、教育委員会、警察本部の間で所管を超えた共用化や相互利用に努め、老朽化等により入居率の低い知事部局の職員宿舎 10 棟 144 室を、警察本部が所管換えを受けて警察職員宿舎として有効活用するとともに、空き室について部局間使用承認を得て、47 室を警察職員宿舎として使用中であるが、今後において警察職員宿舎の安定した確保には、

継続的な取り組みが必要な状況である。

なお、大規模災害対応等職員が居住する指定宿舍確保についてあわせて検討する。

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

建築基準法第12条に定める特定建築物については、3か年ごとに損傷、腐食その他の劣化状況の点検を業務委託するとともに、建築設備については毎年度点検を行っている。

特定建築物以外の建築物についても、毎年度国土交通省が主催する保全担当者会議において受講する日常の庁舎保全業務要領等を各庁舎管理担当に伝達し、日常の庁舎管理及び台風等の自然災害発生後の緊急点検の実施結果報告等の周知を図り、警察業務の活動拠点となる施設の機能維持を図る。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断の結果を踏まえてメンテナンスサイクルの計画を立て、劣化損傷が多発する箇所の予防保全型維持管理体制の確立により、施設の長寿命化を推進し、コストの縮減と平準化を図る。

具体的には、業務委託の点検結果を分析の上、早急な修繕が必要な場合は当年度で対応し、大規模改修を要する修繕については次年度で早期対応を図る。また、空調・電気・消防設備等の経年劣化によりエネルギー効率が悪化する設備及び大幅な省エネルギー化が可能な照明設備等の更新を計画的に実施し、庁舎機能の維持に努める。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、劣化及び損傷等の異常の早期把握に努め、施設利用者及び職員に危険が及ぶ事象に対しては、迅速な安全確保対策を図る。

また、津波被害等により災害活動拠点として警察署の機能確保が困難になった場合を想定し、代替庁舎の確保を進める。

(4) 耐震化の実施方針

南海トラフ地震等の災害発生時の救助活動拠点として、県有建築物耐震化実施計画により整備を図った施設以外に、旧耐震基準により建築されている計画対象外の施設についても、早期の耐震化を図る。

また、警察業務の継続性確保のため、室内什器類の転倒防止対策を図っている。

(5) 長寿命化の実施方針

点検・診断の結果と修繕履歴をデータベース化してメンテナンスサイクルの構築による予防保全型維持管理を行うことにより、長寿命化を推進しコスト削減を図る。今後は、各施設の狭隘度、老朽度、立地等を調査、検討の上、「高知県警察施設長寿命化計画（仮称）」を策定予定である。

(6) 有効活用の推進方針

平成 27 年度に処分対象の国有財産（旧法務庁舎）を取得して改修工事を行い、土佐警察署の警察庁舎として利用する等、施設の有効活用に努めている。

宿舎については、知事部局、教育委員会、警察本部の間での共用化や相互利用を進め、未利用宿舎の所管換えによる警察職員宿舎への用途変更や部局間使用による空き室の使用等の有効活用を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

施設の大規模修繕や更新時期に、治安情勢や社会情勢等を踏まえて、治安維持体制を低下させることのないように集約化・複合化を検討する。

宿舎については、現在のところ、老朽化が著しく敷地面積が狭隘で改修困難な高知市瀬戸地区の瀬戸待機宿舎を平成 29 年度に処分予定である。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設の情報共有、機能強化及び長寿命化に向けて、部局間の連携と協力を密にして全庁一体となる体制が構築されるように努める。特に県全体の総合的な活用に資するよう、知事部局及び教育委員会と職員住宅に係る情報を共有するとともに、高知市内に所在する警察署に勤務する職員の宿舎確保のため、未利用県有地の利活用を進める。

施設類型 6－1（道路）

1 対象施設	
舗装延長	2,753（k m）
道路標識	9,234（基）
道路照明施設	3,984（基）
道路のり面工・土工構造物等	2,775（k m）
2 現状や課題に関する基本認識	
本県が管理する道路延長は 2,775km であり、その中の施設として舗装、道路標識、道路照明施設、道路のり面工・土工構造物等を管理している状況である。本県の財政状況に鑑み、他の道路施設とともに、より効率的な維持管理を行っていく必要がある。	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（１）点検・診断等の実施方針 定期点検・診断や簡易点検の日常パトロールを適切に実施し、施設の状態を把握する。 （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 日常パトロール等により、施設の機能低下が確認された場合は速やかに補修を実施する。また、施設の修繕や更新については、予防保全型への転換を進め、緊急性や予算の平準化を考慮のうえ計画的に実施する。 （３）安全確保の実施方針 日常パトロール等の点検結果により、利用者に被害を及ぼすと判断した施設については、緊急的な措置を講じる。また、供用を廃止する施設については、安全確保の観点から撤去を推進する。 （４）長寿命化の実施方針 本県が管理する施設の適切かつ効率的な維持管理を実施していくために、日常パトロール等の点検結果から得られた情報をもとに長寿命化計画の策定を進め、計画的かつ、効果的な措置を講じる。 （５）統合や廃止の推進方針 社会情勢の変化等を踏まえて、不要となった施設については統合や廃止を推進する。 （６）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 講習会や県が独自に開催する研修会に職員を参加させることで、点検や維持・修繕に関する情報の共有や更なる知識・技術力のレベルアップ、若手職員への技術的ノウハウの継承を推進し、専門的知識の向上を図る。	

施設類型 6－2（橋梁）

1 対象施設
橋梁 2,586（橋）
2 現状や課題に関する基本認識
本県が管理する橋梁は、平成 28 年 5 月現在で 2,586 橋である。施設の多くは、高度経済成長期に建設されており、建設後 50 年以上経過する橋梁が、今後、急激に増加し、一斉に修繕や更新を行うことが予想されている。 本県の財政状況に鑑み、長期的な視点をもって適切に維持管理していくためにメンテナンスサイクル（マネジメントサイクルを含む。）の確立が求められており、そのサイクルを確実に実施していくためには、点検や修繕に係る予算の確保、人材の育成、技術力の向上が不可欠である。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
（１）点検・診断等の実施方針 簡易点検の日常パトロールに加えて、道路法施行規則に基づき橋梁 2 m 以上の施設を対象に 5 年に 1 度の頻度で近接目視による点検・診断を実施する。 （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 日常パトロールにより、施設の機能低下が確認された場合は速やかに補修を実施する。 また、施設の修繕や更新については、予算の平準化や予防保全型への転換を考慮した長寿命化計画に基づき実施する。 （３）安全確保の実施方針 日常パトロールや定期点検等の結果により、利用者に被害を及ぼすと判断した施設については、緊急的な措置を講じる。また、供用を廃止する施設については、安全確保の観点から撤去を推進する。 （４）耐震化の実施方針 南海トラフ地震等の大規模地震発生時において、落橋等の甚大な被害の発生を防止し、損傷が橋として致命的な状態とならないよう橋梁の耐震化を推進する。 緊急輸送道路や啓開道路上に架かる橋梁等については、優先的に耐震補強を実施する。 （５）長寿命化の実施方針 本県が管理する橋梁の適切かつ効率的な維持管理を実施していくために、定期点検の結果から得られた情報をもとに策定した長寿命化計画によって、効果的な措置を講じる。 （６）統合や廃止の推進方針 社会情勢の変化等を踏まえて、不要となった施設については統合や廃止を推進する。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

国や市町村等、県内の関係機関と連携した道路メンテナンス会議により、課題の状況を継続的に把握・共有し効果的な老朽化対策を推進していく。また、講習会や県が独自に開催する研修会に職員を参加させることで、点検や維持・修繕に関する情報の共有や更なる知識・技術力のレベルアップ、若手職員への技術的ノウハウの継承を推進し、専門的知識の向上を図る。

施設類型 6－3（トンネル）

1 対象施設 トンネル 205（本）
2 現状や課題に関する基本認識 本県が管理するトンネルは、平成 28 年 5 月現在で 205 本であり、そのうち約 1 割は建設後 50 年を経過している。今後、トンネルの老朽化が進行していくとトンネル本体に係る修繕やトンネル照明等の附属施設の更新費用が増大すると予想されている。 本県の財政状況に鑑み、長期的な視点をもって適切に維持管理していくためにメンテナンスサイクル（マネジメントサイクルを含む。）の確立が求められており、そのサイクルを確実に実施していくためには、点検や修繕に係る予算の確保、人材の育成、技術力の向上が不可欠である。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 （１）点検・診断等の実施方針 簡易点検の日常パトロールに加えて、道路法施行規則に基づき 5 年に 1 度の頻度で近接目視による点検・診断を実施する。 （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 日常パトロールにより、施設の機能低下が確認された場合は速やかに補修を実施する。 また、施設の修繕や更新については、予算の平準化や予防保全型への転換を考慮した長寿命化計画に基づき実施する。 （３）安全確保の実施方針 日常パトロールや定期点検等の結果により、利用者に被害を及ぼすと判断した施設については、緊急的な措置を講じる。また、供用を廃止する施設については、安全確保の観点から撤去を推進する。 （４）長寿命化の実施方針 本県が管理するトンネルの適切かつ効率的な維持管理を実施していくために、定期点検の結果から得られた情報をもとに策定した長寿命化計画によって、効果的な措置を講じる。 （５）統合や廃止の推進方針 社会情勢の変化等を踏まえて、不要となった施設については統合や廃止を推進する。 （６）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 国や市町村等、県内の関係機関と連携した道路メンテナンス会議により、課題の状況を継続的に把握・共有し効果的な老朽化対策を推進していく。また、講習会や県が独自に開催する研修会に職員を参加させることで、点検や維持・修繕に関する情報の共有や更なる

知識・技術力のレベルアップ、若手職員への技術的ノウハウの継承を推進し、専門的知識の向上を図る。

施設類型 6－4～7（シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等）

1 対象施設	
シェッド	47（基）
大型カルバート	2（基）
横断歩道橋	10（橋）
門型標識	29（基）
道路情報提供装置	35（基）
2 現状や課題に関する基本認識	
本県では、シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識・大型の道路情報提供装置を管理しており、今後、施設の老朽化が進行していくと施設本体に係る修繕や更新費用が増大すると予想されている。 本県の財政状況に鑑み、長期的な視点をもって適切に維持管理していくためにメンテナンスサイクル（マネジメントサイクルを含む。）の確立が求められており、そのサイクルを確実に実施していくためには、点検や修繕に係る予算の確保、人材の育成、技術力の向上が不可欠である。	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（1）点検・診断等の実施方針 簡易点検の日常パトロールに加えて、道路法施行規則に基づき 5 年に 1 度の頻度で近接目視による点検・診断を実施する。 （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針 日常パトロールにより、施設の機能低下が確認された場合は速やかに補修を実施する。 また、施設の修繕や更新については、予算の平準化や予防保全型への転換を考慮した長寿命化計画に基づき実施する。 （3）安全確保の実施方針 日常パトロールや定期点検等の結果により、利用者に被害を及ぼすと判断した施設については、緊急的な措置を講じる。また、供用を廃止する施設については、安全確保の観点から撤去を推進する。 （4）長寿命化の実施方針 本県が管理する施設の適切かつ効率的な維持管理を実施していくために、定期点検の結果から得られた情報をもとに策定した長寿命化計画によって、効果的な措置を講じる。 （5）統合や廃止の推進方針 社会情勢の変化等を踏まえて、不要となった施設については統合や廃止を推進する。	

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

国や市町村等、県内の関係機関と連携した道路メンテナンス会議により、課題の状況を継続的に把握・共有し効果的な老朽化対策を推進していく。また、講習会や県が独自に開催する研修会に職員を参加させることで、点検や維持・修繕に関する情報の共有や更なる知識・技術力のレベルアップ、若手職員への技術的ノウハウの継承を推進し、専門的知識の向上を図る。

施設類型 7－1（河川）

1 対象施設	
県管理河川	101（水系）
河川数	666（河川）
河川延長	3,036（k m）
水門・排水機場	48（施設）
樋門・樋管	200（施設）
陸閘	51（施設）
堤防・護岸	541（k m）
2 現状や課題に関する基本認識	
河川構造物の多くは設置から 30 年～40 年を経過し更新期を迎えるようになっている。近年の水害の多発により確実な安全の確保が求められるため、本県の財政状況に鑑み、河川構造物については、中長期の展望を持って、今後の維持管理に当たるとともに、長寿命化等を促進して、確実な安全性を確保しつつ整備・更新費の平準化、コストの抑制を図っていく必要がある。	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（1）点検・診断等の実施方針 河川堤防については、随時、河川巡視員によるパトロールに加え、築堤区間、重要水防区域を中心に、また水門、樋門・樋管、陸閘等の巡視点検を実施し健全度を診断する。 構造物については、「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル」や「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル」等を遵守して月点検・年点検を実施し、損傷の早期発見、施設の信頼性確保と機能保全を図る。 （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針 定期的な点検と整備により、大きな損傷に至る前に修繕し施設を効果的に延命化するとともに、施設を良好な状態に保持し常に十分な機能を発揮できる維持管理を行う。維持管理・修繕・更新等の履歴については、集積・蓄積し長寿命化計画の見直しに反映する。 （3）安全確保の実施方針 点検・診断等により利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合は、緊急的な修繕を実施するなど、必要な措置を講じる。 （4）耐震化の実施方針 排水機場等の河川構造物は、取水や排水といった治水・利水上の機能を有し、常時稼働している施設が多く、南海トラフ地震等の大規模地震による損傷の程度によっては速やかな修復が困難であるため、構造物の治水上または利水上の重要性等に応じて、求めるべ	

き耐震性能を定めて耐震化を推進する。

(5) 長寿命化の実施方針

施設を構成する機器について、保全方法を『予防保全』、『事後保全』に分類し、その機器を効率的に運用するために最適な長寿命化計画を策定する。策定した中長期的な計画に基づく機器の点検・整備・更新を実施し、老朽化した施設の延命化を図るとともに、各施設のライフサイクルコストを縮減する。

(6) 統合や廃止の推進方針

排水機場等の河川管理施設は、各地域における浸水被害軽減のための重要な施設であることから、統合・廃止は困難と考えており、適切な維持管理を実施して機能の確保に努める。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

担当省会議や研修会を開催し、情報共有や知識・技術の伝達に努める。

施設類型 7-2 (ダム)

1 対象施設
河川管理ダム 6 (基)
2 現状や課題に関する基本認識
河川管理ダムは、古いものは昭和 30 年代に完成しており、建設後 50 年以上が経過しているダムもある。 本県の財政状況に鑑み、長期的な視点をもって施設を適切に維持管理するために、予算・人材・技術等の確保が不可欠である。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
(1) 点検・診断等の実施方針 ダム操作規則等に定められたダム点検整備基準及び調査測定基準に基づき、ダム施設の日常管理における巡視・点検(「日常点検」)を行うとともに、巡視・点検結果の記録を系統的に整理・保存し、蓄積することにより、劣化・損傷等の状態の継続的な把握と、その進行状況が分かるようにする。 一定の強さ以上の地震、一定の規模以上の洪水等、ダム施設に損傷等を与える恐れのある事象が発生した後は、異状の有無を確認するため「臨時点検」を実施し、異状を把握した場合は、必要な対策を行う。 また、3 年に 1 回以上の頻度でダム管理者以外の専門家等による「定期検査」を行い、ダム施設及び貯水池の機能が良好な状態に保持されているかを確認し、その検査結果を踏まえ、必要に応じて、日常点検の点検項目・頻度等の見直しを行う。 (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 ダムの安全性及び機能を長期にわたり保持することを目的に、ダム施設の維持管理における P D C A サイクルにより、日常管理における巡視・点検・検査等によるダム施設の状態の把握、それに基づく健全度等の評価、その結果に応じて、維持・修繕等の対策を計画的に行うこととする。 (3) 安全確保の実施方針 「巡視・日常点検」及び「一般利用施設等に関する安全利用点検」により、一般の利用に対する危険又は支障があると判断した場合は、速やかに必要な改善措置を行うとともに、点検の結果を記録する。

施設類型 8（砂防）

1 対象施設	
砂防施設	2, 163（施設）
地すべり防止施設	
土木部所管	85（箇所）
農業振興部所管	55（箇所）
林業振興・環境部所管	635（箇所）
急傾斜地崩壊対策施設	1, 201（箇所）
2 現状や課題に関する基本認識	
砂防・急傾・地すべり施設においては、厳しい自然環境の下に置かれており、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や、維持管理・更新に係る費用の増大が見込まれる。	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（１）点検・診断等の実施方針 国が策定した「砂防関係施設点検要領（案）」等に基づき、定期点検を実施する。 （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・整備を計画的に実施することにより、ライフサイクルコストの削減、予算の平準化を図る。 （３）安全確保の実施方針 点検・診断等により県民に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕等を実施するとともに、必要な措置を講じる。 （４）長寿命化の実施方針 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の個別施設計画の策定を行い、予防保全型維持管理を実施する。 （５）統合や廃止の推進方針 砂防施設等は各々の地形や環境に応じた防災機能を果たしており、不要な施設はなし。 （６）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 重要度に応じた点検計画を策定し、計画的かつ継続的な施設の維持管理体制を構築する。	

施設類型 9－1（港湾）

1 対象施設	
港	19（高知、須崎、宿毛湾、室津、上川口、甲浦、佐喜浜、奈半利、手結、久礼、上ノ加江、佐賀、下田、下ノ加江、以布利、清水、三崎、下川口、あしずり）
係留施設	250（施設）
外郭施設	322（施設）
水域施設	184（施設）
臨港交通施設	185（施設）
2 現状や課題に関する基本認識	
事後保全的な維持管理しか行えていなかった施設について、施設の変状や劣化による性能の低下を事前に防止する予防保全的な維持管理を行い、港湾利用者に対して、より安全な施設利用を提供し物流面から経済活動を支えるとともにライフサイクルコストを抑制する。	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（１）点検・診断等の実施方針 施設に発生する変状を効率的に把握するために、施設の竣工直後等に初回点検を行い初期状況を把握したのち、年１回の日常点検、５年毎の一般定期点検を実施する。 また、地震時や荒天時の異常時には一般臨時点検を行う。 以上の点検を行った結果、特段の異常が確認された場合は、詳細に点検を行う。 （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 今後、増大が見込まれる更新費用に対応するために、施設の変状や劣化による性能の低下を事前に防止する予防保全型の考え方を導入した計画的な維持管理を行う。 （３）安全確保の実施方針 点検により施設に異常が確認された場合は、詳細臨時点検を行い、必要に応じて適切な安全対策を実施する。 （４）耐震化の実施方針 総合防災拠点と連携しており防災拠点港と位置付けている８港湾について耐震強化岸壁の整備を進めている。 （５）長寿命化の実施方針 維持管理計画を策定し、老朽化が進む施設の必要な機能を維持しつつ、計画的に維持管理を行い将来の改良・更新コストの抑制を図る。 平成 29 年度には、維持管理計画未策定である 309 施設のうち、62 施設の計画を策定し、残りの施設についても順次策定を行う。	

施設類型 9－2（海岸）

1 対象施設	
護岸・堤防	224.5（k m）
離岸堤	142（基）
突堤（ヘッドランド含む）	57（基）
2 現状や課題に関する基本認識	
海岸保全施設については、伊勢湾台風（昭和 34 年）や第二室戸台風（昭和 36 年）などの台風災害を契機として整備されてきた。今後は、老朽化した施設が急増していくことが見込まれることから、堤防・護岸等の適切な維持管理を推進し、防護機能や安全性の確保を図る必要がある一方で予算及び人員の確保が課題となっている。	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（1）点検・診断等の実施方針 巡視（パトロール）を行い、防護機能に影響を及ぼすような変状等を確認する。また、5 年に 1 回程度の割合で、全てのスパン毎に目視、計測による定期点検を行い、変状現象の程度と健全度を評価するとともに、定量的に記録する。ただし、「地形等の条件により劣化や被災が起こりやすい箇所」、「背後地が特に重要である箇所」などの重点点検箇所は、年 1 回程度は点検を実施する。 （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針 巡視（パトロール）により、防護機能に影響を及ぼすような変状があれば、応急措置や安全確保措置を速やかに実施し適切な維持管理を推進する。 修繕等の実施については、長寿命化修繕計画及び、背後地の状況、施設の利用状況等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確化し、海岸保全施設を構成する部位・部材の性能低下を進展させないように所定の防護機能が確保できなくなる前に修繕等を実施する。 （3）安全確保の実施方針 巡視（パトロール）や定期点検等の結果より、防護機能が確保できていない施設については、背後地や利用者の安全確保の観点から応急措置や安全確保措置等を講じる。 （4）耐震化の実施方針 南海トラフ地震等の大規模地震発生時において、津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、陸こうの常時閉鎖・動力化、海岸堤防等の耐震化等を推進する。 （5）長寿命化の実施方針 既存の海岸保全施設の防護機能を可能な限り効率的・効果的に確保するため、予防保	

全の考え方に基づき、長寿命化計画を策定し、適切な維持管理による施設の長寿命化を目指す。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

適切な維持管理のため、技術者の人材養成を推進する。

施設類型 10－1（都市公園等）

1 対象施設	
県立都市公園	11 施設（春野総合運動公園、土佐西南大規模公園（中村地区、大方地区、佐賀地区）、室戸広域公園、安芸広域公園、野市総合公園、高知公園、五台山公園、種崎千松公園、鏡野公園、高知空港緑の広場、鏡川緑地）
条例に基づく施設	1 施設（室戸体育館）
条例に基づく公園	1 施設（池公園）
2 現状や課題に関する基本認識	
高知県下の都市公園は、現在まで定期的な日常点検や修繕を実施してきたが、主要な公園施設の老朽化が進んできており、また今後、風雨などにより施設の劣化が懸念されている。 このため、長寿命化対策として、ライフサイクルコスト（LCC）の抑制、継続的な公園施設機能の維持を目的に、施設全般にわたる公園施設長寿命化計画の策定が求められている。	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（1）点検・診断等の実施方針 公園の遊具施設については、定期的な点検、日常の管理業務としては、トイレ等施設の清掃をはじめ、樹木剪定等の管理、電気空調給排水施設等の付属設備の保守点検、運動施設の施設利用後の目視点検、遊具の保守管理などを実施する。 定期点検としては、水道法・浄化槽法・消防法等にもとづく法定定期点検を実施。また、設備機器等については保守点検を専門業者により実施している。全ての点検及び管理業務は、業務報告書により報告され、施設の利用状況については毎月の集計データが報告される。 （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針 健全な公園運営に必要な日常点検業務や保守修繕業務は既に実施されており、従来の管理業務を継続するとともに、計画的な補修・更新を図り、その上で公園利用者の声が確実に補修や改築に反映されるような維持管理に努める。また、施設台帳（基礎資料）を活用し、毎年の点検および対策実施履歴を蓄積し、維持管理計画見直しの効率化を図ることとする。さらに、県民の競技力向上やスポーツツーリズムの推進・広域防災拠点としての活用に必要な施設の改修について検討し実施する。 （例）春野総合運動公園陸上競技場の芝の改修 （3）安全確保の実施方針	

日常点検や定期点検により、危険箇所を抽出し、利用者の安全を確保する。また、被害が想定される場合には、緊急的な措置を実施する。

(4) 耐震化の実施方針

平成 20 年度に策定された「県有建築物耐震化実施計画」に基づき、一定規模以上の建物について耐震診断を行った上で優先順位を設定し、計画的な耐震化工事を実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

安全な公園施設を利用者に提供するために、老朽化が進む公園施設に対し、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減という観点から、適切な施設点検や維持補修等の予防保全的管理を実施し、既存施設の長寿命化を図るとともに、計画的かつ効率的な修繕や改築を行う。なお、処分制限期間を越えた施設や、数年中に越える施設についての更新見込み年度は、利用者の安全性確保を最優先として、毎年の点検結果と健全度判定を踏まえ適切に判断することとする。

(6) 統合や廃止の推進方針

現在、県立都市公園の統合や廃止については検討していないが、条例に基づく施設の室戸体育館については、他の施設への集約化・複合化を検討し、令和 8 年 4 月に室戸市へ移管予定としている。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

各公園の特性に合わせた管理体制をとっており、今後も継続して管理を行っていく。

(8) 高知公園の管理方針

高知公園は、15 棟の建造物が文化財建造物に、また、公園のほぼ全域が史跡に指定されている歴史公園である。

そのため、公園全体で共通する管理方針に加えて下記の点に留意して管理を行う。

ア 文化財は、現状保全が原則であることから破損が生じないように日常の目視確認など点検を注意しておこない、破損状態が軽微な段階で修理などの対策を進める。

イ 石垣の多くは、築造から 400 年を経過している。風化などの劣化に加え、変形も生じている箇所もあることから、文化庁監修の「石垣整備の手引き」に基づき、石垣カルテの作成など保全対策の基礎資料の整備を進める。

ウ 建造物の健全性と耐震性の確保については、専門的な診断を計画的に進める。

エ 利用者が毎年約 27 万人と県内最大の観光地であることから、発災時の安全確保のための避難誘導対策を検討する。

オ トイレなどの便益施設については、清掃など日常的な清掃の中で破損箇所の把握に努め、設備の計画的更新を進めることにより長寿命化を進める。

カ 遊具は設置していないので、該当対策無し。

施設類型 10－2（下水道）

1 対象施設 高須浄化センター
2 現状や課題に関する基本認識 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターは、平成2年4月に供用開始された施設である。平成27年度には供用して、25年が経過しており、標準耐用年数から勘案すると、多くの設備が更新の時期を迎えつつあると考えられる。 本施設は、高知市、南国市、香美市における約19万人の汚水を処理し、浦戸湾水域の水質汚濁の防止、都市生活環境の改善のために必要不可欠な施設である。これまでも定期的な日常点検や修繕を実施し、市民生活に大きな支障が出ないようサービス供給に努めてきたところであるが、機械設備及び電気設備の主要な部分に劣化や老朽化が認められ、土木・建築設備全般にも劣化における健全度の低下が見受けられる。 このため、長寿命化対策の実施により、施設及び設備の機能回復、事故の未然防止やライフサイクルコストの最小限化を図ることを目的に、施設全般にわたるストックマネジメント計画の策定が求められている。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (1) 点検・診断等の実施方針 処理場の機械設備については、定期的な日常点検、月例点検の他、分解整備点検等を実施し、グリスアップや消耗品の取替え等を行い、常時機能が発揮できるように維持管理を実施する。 また、修繕した設備や箇所には記録を残し、施設の機能維持が図れるよう予防保全的な維持管理を行う。 管路については、腐食のおそれが高い箇所を選定し、5年に1回の頻度で目視等による点検・診断計画を策定する。 (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 施設の各機器の健全度をもとに優先順位を定めて傾向管理を行うことにより、状態把握と設備の延命化を図る。 また、突発的な故障発生時や保守点検で設備の異常を確認した場合は、直ちに予備機への切り替えや応急処置を実施する。 (3) 安全確保の実施方針 日常パトロールや定期点検の結果により、危険箇所を抽出し、見学者や来場者の安全を確保する。 また、被害が想定される場合には、緊急的な措置を実施する。

(4) 耐震化の実施方針

「高知県下水道地震・津波対策ガイドライン」をもとに、最低限の下水道処理機能の確保に必要な管渠の耐震化、及び処理場の耐震・耐津波化を実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

高須浄化センター内で主要な設備である、水処理施設、汚泥処理施設に係る長寿命化計画は既に策定済みであり、順次更新しているが、今後は中長期的な老朽化対策や予算平準化の必要性を鑑み、処理場及び管渠を含む施設全体にわたる長寿命化計画である、ストックマネジメント計画を令和2年度までに策定する予定である。

(6) 統合や廃止の推進方針

長期計画として、人口減少等に対応した施設計画、維持管理体制を検討する。

また、老朽化した焼却炉は、耐用年数の期限が到来する平成32年度から廃止する予定である。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

高須浄化センターの運営は、現在、包括的民間委託を行っているが、今後運営体制の強化として、さらなる民間活力の導入を検討する。

施設類型 11（漁港）

1 対象施設
27 漁港（野根、室戸岬、椎名、三津、高岡、行当、加領郷、安芸、赤岡、宇佐、上ノ加江、浦分、小室、佐賀、田野浦、伊田、清水、窪津、伊佐、三崎、下川口、古満目、柏島、泊浦、沖の島、大島、田ノ浦）
2 現状や課題に関する基本認識
漁港施設は昭和 50 年代前後に建設されたものが多く、建設後の時間経過に伴って、老朽化が進行し、修繕・更新すべき時期を迎えた施設が増加しており、このような傾向は、今後も継続するものと考えられる。漁業情勢が大きく変化する中で、今後とも漁業活動に必要な不可欠な水産基盤施設が適切な機能を継続的に発揮していくためには、本県の財政状況に鑑み、効果的かつ効率的な維持管理・更新等により施設の長寿命化や更新コストの削減を図ることが強く求められている。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
（１）点検・診断等の実施方針 漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施し、機能診断結果に基づき機能保全計画を策定する。機能診断の簡易調査において把握された老朽化の進行状況の確認及び新たな老朽化の発見のため、１年に１回以上の日常点検を行う。また台風による高波浪の来襲や一定規模以上の地震、船舶の衝突等事案が発生した場合、施設の変状、損傷の有無の把握のため、臨時点検を行う。いずれも簡易調査（簡易項目）に沿った目視（陸上）調査を実施する。 また現行の機能保全計画を見直すための定期点検を、水産物生産・流通拠点漁港における主要な施設については概ね５年に１回、それ以外の漁港については漁港等の機能の重要性を踏まえ、概ね５～１０年の間隔で行う。簡易調査（重点項目）を実施し、必要に応じて詳細調査を実施する。 （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 日常点検や臨時点検で大きな変状を確認した場合、必要に応じ臨時の機能診断と機能保全対策の要否を検討する。 定期点検時には、老朽化の程度や老朽化予測を確認し、老朽化度や機能保全対策工法又は実施時期について、見直しの要否を検討し、必要に応じて機能保全計画の更新を行う。また、機能保全対策工事を実施した場合、断面や諸元等工事の結果変更になった箇所を更新する。 （３）安全確保の実施方針 各種点検で発見した老朽化が利用者の安全を確保できない状況にある（又はその恐れ

がある) 場合、速やかに立入り禁止措置、看板の設置等による注意喚起や必要最小限の対応等の応急措置を講じる。

(4) 耐震化の実施方針

南海トラフ地震等、切迫する大規模地震やそれに起因する津波に備え、地震・津波に対する安定性を照査する「耐震・耐津波機能診断」の実施とその結果を踏まえた、粘り強い構造や多重防護の活用等、耐震・耐津波対策を推進する。

(5) 長寿命化の実施方針

効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新(長寿命化)を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施する。機能診断結果に基づき平成 29 年度までに機能保全計画を策定し、機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事を行う。

(6) 統合や廃止の推進方針

漁港の役割分担を明確化したうえで、広域浜プラン等の地域振興計画と連携した市場機能の集約や、漁業地域の広域的な生産・流通のネットワーク化、また漁港機能の効果的かつ効率的な活用に向けた施設の統合、廃止、撤去を推進する。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設の維持管理・更新等を実施する際に必要となる技術力を確保し、質の向上を図るため、点検・診断等に関する民間資格の活用に向けた環境整備を図る。また、維持管理・更新等に関し、現場実態に即した対応を推進するため、施設の状況に関する情報提供などについて、管理者等と漁業関係者や市民団体との連携に努める。

施設類型 12（魚礁）

1 対象施設	
表層型浮魚礁	15 基（土佐黒潮牧場 6 号及び 8 ～ 21 号）
中層型浮魚礁	82 基（沖合 8 工区 32 基。沿岸 5 工区 50 基）
沈設魚礁	125 工区
2 現状や課題に関する基本認識	
本県が設置した魚礁の設置位置や設置時期等の概要は魚礁台帳により管理する。設置後の魚礁の管理については、設置場所が海上や海中であり、日常的な点検が困難である場合が多く、その構造特性上、長寿命化等による耐用年数を過ぎての施設の維持が困難であるため、耐用年数満了に伴う更新を基本とする。ただし、表層型浮魚礁、中層型浮魚礁及び沈設魚礁で特性が異なるため、それぞれの特性に応じた適切な維持管理を行う必要がある。	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（１）点検・診断等の実施方針 魚礁管理計画に基づき、それぞれの魚礁について点検・診断等を実施する。特に、船舶航行上の安全を確保することを基本として定期点検を実施し、定期的な点検や直接点検ができない部分については、陸上監視設備の点検やソナー等を用いた調査を実施する。 （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 魚礁管理計画に基づき、適切な維持管理や修繕を実施し、耐用年数満了後は更新することを基本とする。 （３）安全確保の実施方針 表層型及び中層型浮魚礁については、適切な機器類の設置、監視システムの構築、離脱事故発生時のマニュアルの整備等による安全確保を実施する。 （４）長寿命化の実施方針 魚礁に関する長寿命化の知見が乏しいため、更新時に回収した魚礁の検査により劣化部位を特定し、その後の魚礁設計に反映させることで耐用年数の延長を検討する。 （５）統合や廃止等の推進方針 海洋環境、漁業者の操業形態等の変化や魚礁の機能強化等の様々な事情に応じて、統合や廃止等を検討し、柔軟に対応する。ただし、安全確保の観点から耐用年数満了後に更新または統合を実施しない魚礁については撤去する。 （６）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築 魚礁管理計画に基づき、必要に応じた適切な対処をする等、総合的かつ計画的な管理を実施する。	

施設類型 13（治山）

1 対象施設
治山施設 9,400（箇所）
2 現状や課題に関する基本認識
本県は急峻な地形であるうえに、降水量が多く集中豪雨等に見舞われやすい気象条件下にあることなどから、森林を起源とする山地災害等を未然に防止し、安心と安全を確保するため施設管理計画策定の取り組みを積極的に進める必要がある。これを踏まえ、平成 32 年度までに、林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）及び治山施設における個別施設計画策定のためのガイドラインに基づいた治山施設個別施設計画を策定し、県下の治山施設の健全度、施設周辺の森林現況等を把握し、定期点検の実施に向けて取り組んでいく。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
（１）点検・診断等の実施方針 治山施設が有する機能や周辺環境等に応じた点検のほか、豪雨後等の点検等を実施し、施設の損傷劣化の程度や原因把握に取り組む。 （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 高知県が実施する治山施設点検調査の結果から治山施設個別施設計画の策定を行い、計画的な維持管理の実施に向けて取り組んでいく。 （３）安全確保の実施方針 治山施設個別施設計画に基づき、施設の健全度、保全対象との位置関係、流域の荒廃状況等により対策の優先度を検討することとする。 （４）長寿命化の実施方針 治山施設個別施設計画に基づき、適切な治山施設の維持管理・修繕・更新等を行い、各施設の長寿命化に向けて取り組んでいく。 （５）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 治山施設個別施設計画に基づいた治山施設点検調査の実施や治山台帳管理システムの充実に合わせて取り組んでいく。

施設類型 14－ 1 （工業用水道）

1 対象施設
工業用水道 2 事業地（鏡川工業用水道、香南工業用水道）
2 現状や課題に関する基本認識
鏡川工業用水道は、鏡川総合開発の一環として計画されたもので、港地区臨海工業地帯への転用水としての供給及び工場の誘致や増設等に伴う工業用水の確保を目的として昭和 39 年 4 月に建設工事に着手し、昭和 41 年 11 月から一部給水を開始した。施設の現状としては、建設から 50 年が経過しており、老朽化が進行している。特に管路の老朽化が懸念されているところであり、現在、有識者からのアドバイス等を頂きながら、今後のあり方を含めて検討しているところである。 香南工業用水道は、香南市内の工業団地の工業用水需要に応えることにより、県内経済の発展と雇用の促進に資することを目的として平成 13 年 3 月に完成したが、主たる供給先企業の事業拡大が進まず、工業用水道施設も未稼働のままとなっていた。こうした中、地元企業からの給水要請に応えるため、平成 24 年 7 月から施設を一部稼働し、給水を開始したが、未だ施設の全稼働には至っていない状況にある。耐用年数が比較的短い電子機器や通信装置など機械装置の老朽化が進み更新する必要がある機器等が増えてはいるものの、こうした設備の更新は高額な設備投資ともなるため、給水規模に合わせた仕様とすることが望ましく、誘致企業とのマッチングが欠かせない。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
(1) 点検・診断等の実施方針 電気事業法に基づき定められた保安規程により作成した点検基準表に従い、外観点検・精密点検等を確実に実施し、管理値との比較や分析を行うとともに、その結果を記録保存する。 (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 修繕・更新や日常の保守点検等は、工業用水道事業長期修繕改良工事計画及び点検基準表に基づき実施のうえ、その内容を記録保存する。 (3) 安全確保の実施方針 施設の出入口における施錠及び入退室チェックの徹底を図るなど、施設の適切な管理に努めるとともに、道路の陥没や路面上に設置している空気弁・仕切弁の鉄蓋に異状等が発生していないか、日常的に巡視点検等を実施することで、公衆に危害を与えないように安全を確保する。 また、管路の劣化による漏水事故が発生した際は、その都度早急な補修を実施する。

(4) 耐震化の実施方針

鏡川工業用水道施設は、設備の耐震診断を実施し、一部の設備で改修が必要となっており、順次、耐震補強工事等を実施する。また、管路についても更新計画を立てる必要があり、有識者からのアドバイス等を踏まえ、検討を行うこととしている。

香南工業用水道施設は、耐震基準を満たした仕様で建設している。

(5) 長寿命化の実施方針

設備台帳及び工事台帳を整備しており、設備の更新時等に、必要に応じて工業用水道事業長期修繕改良工事計画に基づく改修工事等を実施している。併せて、保安規程・点検基準表に基づく点検・整備を実施のうえ、その結果等に応じて長期計画の見直し作業を行うこととしている。

(6) 統合や廃止の推進方針

経済性・公共性・効率性を常に念頭において、公営企業経営の本旨に沿った事業の統合や廃止の必要性を判断する。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

持続的な管理体制を構築するため、O J Tを通じた人材の育成や技術の継承、さらには各種講習会への参加などに取り組む。

また、安全・安心の確保を怠らぬよう情報収集に努め、得られた知見を健全な公営企業経営に反映していく。

施設類型 14－2（発電：水力及び風力発電所）

1 対象施設 水力発電所 3 施設（永瀬、吉野、杉田（吉野ダム及び杉田ダムを含む）） 風力発電所 2 施設（大豊、甫喜ヶ峰）
2 現状や課題に関する基本認識 3 箇所の水力発電所（永瀬、吉野、杉田）は、物部川総合開発計画に基づき、昭和 28 年から 34 年にかけて運転を開始した発電所であり、建設後約 60 年間にわたり安全運転を継続している。 2 箇所の風力発電所（大豊、甫喜ヶ峰）は、平成 11 年と平成 16 年に建設した発電所であり、建設後 12 年から 17 年の期間が経過している。なかでも、平成 11 年建設の大豊風力発電所は、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の適用期間終了が平成 31 年に迫っており、廃止を含めた事業継続の在り方について、検討しているところである。 いずれにしても、水力・風力発電事業を安定的に継続して行くためには、長期的な視点を持って、改修・保守を実施できる組織作りや技術力の継承が欠かせないものと考えている。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 （1）点検・診断等の実施方針 電気事業法に基づき定められた保安規程により作成した点検基準表に従い、外観点検・精密点検等を確実に実施し、管理値との比較や分析を行うとともに、その結果を記録保存する。 （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針 修繕・更新や日常の保守点検等は、電気事業長期修繕改良工事計画及び点検基準表に基づき実施のうえ、その内容を記録保存する。 （3）安全確保の実施方針 施設の出入口における施錠及び入退室チェックの徹底を図るなど、施設の適切な管理に努める。 また、局職員による巡視や定期点検等の結果により、公衆に危害を与えることが想定されると判断された場合は、必要な措置を実施する。 なお、一定の強さ以上の地震等、施設に損傷等を与えるおそれのある事象が発生した時には、異常の有無を確認するための臨時点検を実施し、施設の状態を速やかに把握するとともに、必要な措置を行う。 （4）耐震化の実施方針 ダムについては、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生を契機に、

安全性の確保に対する県民の関心が従来にも増して高まっており、こうした状況を踏まえ、平成 24 年度より、国の「大規模地震に対するダムの耐震性能照査指針（案）・同解説」に基づき、耐震診断を実施している。なお、ダム本体については、最大クラスの地震（南海トラフ地震）が発生しても、貯留された水が流出するような損傷は発生しないことを確認している。今後は、ゲート等関連構造物の詳細な検討を行い、必要に応じて耐震補強を実施する。

水力発電所については、発電所建物等は耐震診断を行い、耐震補強工事を実施済みである。なお、永瀬発電所取水口施設は耐震診断を実施中であり、診断結果により対応を検討する。

風力発電所については、建築基準法に則り、耐震基準を満たした仕様で建設している。

（５）長寿命化の実施方針

設備台帳及び工事台帳を整備しており、設備の更新時等に、必要に応じて電気事業長期修繕改良工事計画に基づく改修工事等を実施している。併せて、保安規程・点検基準表に基づく点検・整備を実施のうえ、その結果等に応じて長期計画の見直し作業を行うこととしている。

（６）統合や廃止の推進方針

経済性・公共性・効率性を常に念頭において、公営企業経営の本旨に沿った事業の統合や廃止の必要性を判断する。

（７）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

持続的な管理体制を構築するため、ＯＪＴを通じた人材の育成や技術の継承、さらには各種講習会への参加などに取り組む。

また、安全・安心の確保を怠らぬよう情報収集に努め、得られた知見を健全な公営企業経営に反映していく。

施設類型 15（医療施設）

1 対象施設
県立病院 2 施設（あき総合病院、幡多けんみん病院）※附帯施設を含む。
2 現状や課題に関する基本認識
県立病院については、高知県公営企業の設置等に関する条例第 2 条第 6 項に基づき設置され、常に経済性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営することとされている。併せて、災害拠点病院にも指定されており、南海トラフ地震等の災害発生時には地域の医療救護活動における中心的な役割を担うこととなっている。 各病院の建物については、あき総合病院は 2014 年（平成 26 年）に、幡多けんみん病院は 1999 年（平成 11 年）にそれぞれ竣工しているが、長期にわたり安定した運営を行うためには、施設を適切に維持管理していく必要がある。
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
(1) 点検・診断等の実施方針 各病院では、施設管理の外部委託等を通じて法令等に基づく定期検査を行うほか、日常的に点検作業を行うこととしている。 こうした一連の作業による点検結果等に基づき施設の状態を正確に把握のうえ、適切な維持管理に努める。 (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 施設の維持管理・修繕については、必要最小限の経費で、病院本来の機能を損なうことがないように、効果的かつ効率的な実施に努める。 また、施設の大規模修繕及び更新については、病院の経営状況等も勘案のうえ、適切な時期に計画的な整備を実施する。 (3) 安全確保の実施方針 点検・診断等により修繕が必要な箇所を把握した際には、優先順位をつけて適切な対応を図るとともに、必要に応じて緊急的な修繕を行うなど、常に利用者の安全確保を念頭に置いた対応に努める。

(4) 施設の基本方針

施設名称	建築年度	耐震化	延床面積 (㎡)	計画期間中の方針
あき総合病院（安芸市）	2014	済	20,624.84	計画的な維持管理
幡多けんみん病院（宿毛市）	1999	済	25,738.9	計画的な維持管理(計画期間中に空調設備の法定耐用年数が到来することから、更新を予定している。)

施設類型 16（交通安全施設）

1 対象施設	
交通信号機	約1,500（基）
交通管制機器	一式
交通監視用テレビカメラ	40（基）
交通情報板	33（本）
可変式標識	約160（面）
固定式標識（オーバーヘッド等）	約6,500（枚）
2 現状や課題に関する基本認識	
警察の管理する交通安全施設は、交通信号機、道路標識等の交通規制に係るもののほか、交通監視用テレビカメラや交通情報板等の交通状況を把握し安全な道路交通を図る設備で構成され、常に安全かつ確実に稼働することが求められる重要インフラである。	
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
（１）点検・診断等の実施方針 定期点検等により施設の状況を確実に把握し、適正な維持管理に努める。 （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 稼働年数や定期点検の結果に基づき更新計画を策定し、長期的な維持管理計画を推進することにより、コスト縮減、予算の平準化を図る。 （３）安全確保の実施方針 定期点検による施設の劣化の早期把握のほか、交通状況の変化による危険性の把握に努め、必要と認められる施設については早期補修を実施することにより安全性を確保する。 （４）耐震化等の実施方針 地震や津波等による浸水に備えるため、老朽化したコンクリート柱の鋼管柱への取替えや、腐食した信号機や標識板を更新するほか、信号制御機の高所設置等を推進する。 （５）長寿命化の実施方針 定期点検において信号柱や標識板の劣化状況を把握することにより、メンテナンスサイクルを見越した適切な時期に修繕や補修を行い長寿命化を図る。	